

平成27年第3回京丹波町議会定例会（第1号）

平成27年 9月 2日（水）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成27年 9月 2日

27日間

至 平成27年 9月28日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願の委員会付託

第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町介護療養型老人保健施設条例の一部を改正
する条例の制定について

第 7 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 8 議案第68号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第69号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第70号 京丹波町立幼稚園利用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定
について

第11 議案第71号 新町まちづくり計画（市町村建設計画）の変更について

第12 議案第72号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）

第13 議案第73号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1
号）

第14 議案第74号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1
号）

第15 議案第75号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

第16 議案第76号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）

第17 議案第77号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第18 議案第78号 平成27年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第1号）

- 第 1 9 議案第 7 9 号 平成 2 7 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 0 議案第 8 0 号 平成 2 7 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 1 認定第 1 号 平成 2 6 年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 2 認定第 2 号 平成 2 6 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 2 3 認定第 3 号 平成 2 6 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 第 2 4 認定第 4 号 平成 2 6 年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 第 2 5 認定第 5 号 平成 2 6 年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 第 2 6 認定第 6 号 平成 2 6 年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 第 2 7 認定第 7 号 平成 2 6 年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 第 2 8 認定第 8 号 平成 2 6 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 2 9 認定第 9 号 平成 2 6 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 3 0 認定第 1 0 号 平成 2 6 年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 第 3 1 認定第 1 1 号 平成 2 6 年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 第 3 2 認定第 1 2 号 平成 2 6 年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 第 3 3 認定第 1 3 号 平成 2 6 年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 第 3 4 認定第 1 4 号 平成 2 6 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 第 3 5 認定第 1 5 号 平成 2 6 年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

- 第 3 6 認定第 1 6 号 平成 2 6 年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について
- 第 3 7 報告第 3 号 健全化判断比率について
- 第 3 8 報告第 4 号 資金不足比率について
- 第 3 9 報告第 5 号 グリーンランドみずほ株式会社に関する経営状況について
- 第 4 0 報告第 6 号 株式会社丹波情報センターに関する経営状況について
- 第 4 1 報告第 7 号 公益財団法人京都府立丹波自然運動公園協力会に関する経営状況
について
- 第 4 2 報告第 8 号 公益財団法人丹波ふるさと振興公社に関する経営状況について
- 第 4 3 報告第 9 号 公益財団法人瑞穂農業公社に関する経営状況について
- 第 4 4 報告第 1 0 号 一般財団法人和知ふるさと振興センターに関する経営状況につい
て

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 森 田 幸 子 君
- 2 番 松 村 篤 郎 君
- 3 番 原 田 寿賀美 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 山 下 靖 夫 君
- 6 番 坂 本 美智代 君
- 7 番 岩 田 恵 一 君
- 8 番 北 尾 潤 君
- 9 番 鈴 木 利 明 君
- 1 0 番 篠 塚 信太郎 君
- 1 1 番 東 まさ子 君
- 1 2 番 山 崎 裕 二 君
- 1 3 番 村 山 良 夫 君
- 1 4 番 山 田 均 君
- 1 5 番 山 内 武 夫 君

16番 野口久之君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（22名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
参事	伴田邦雄君
参事	山田洋之君
総務課長	中尾達也君
監理課長	木南哲也君
企画政策課長	久木寿一君
税務課長	松山征義君
住民課長	長澤誠君
保健福祉課長	下伊豆かおり君
子育て支援課長	津田知美君
医療政策課長	藤田正則君
農林振興課長	栗林英治君
商工観光課長	山森英二君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	山内和浩君
会計管理者	谷口誠君
瑞穂支所長	川寫勇人君
和知支所長	榎川諭君
教育長	朝子照夫君
教育次長	中尾裕之君
代表監査委員	小畑圭一君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	堂本光浩
書記	山口知哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、皆さん、おはようございます。本日は参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、14番議員・山田 均君、15番議員・山内武夫君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から28日までの27日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月28日までの27日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、承認第4号ほか29件です。ほかに諮問、報告があります。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

小畑代表監査委員から、本日の午後の会議を欠席する旨の申し出があり受理しましたので、報告をします。

去る7月27日に、京都府町村議会議長会主催による、全議員研修会が開催され、議員の

皆さんに研修いただきました。

また8月25日には、京都府市町村議会広報研修会が開催され、議会広報特別委員会の皆さんに研修いただきました。

8月28日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

本定例会までに受理した陳情書等を議員のお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので、報告します。

本日、本会議終了後、議会広報特別委員会が開催されます。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（野口久之君） 日程第4、行政報告を行います。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

本日ここに、平成27年第3回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

今期定例会は、平成26年度決算を上程させていただくこととなりました。多くの要望にこたえるべく、積極的な予算措置を講じてまいったところであり、安心して生活いただける環境が、少しずつではありますが整いつつあると実感しております。これも議員各位並びに町民の皆さんの深いご理解とご協力によるものと、深く厚く感謝申し上げます。

本年は早くから台風が発生しまして、たびたび本町に接近するなど、気を抜けない状況が続いております。幸いにして今日まで大きな被害もなく推移しておりますこと、まず、安堵するとともに穏やかな秋が迎えられることを望んでおります。

さて、本年7月12日には、事業着手から4年をかけて整備を行ってまいりました道の駅「京丹波 味夢の里」が完成し、町内外から多くのご来賓をお招きして盛大に完成式典をとり行うことができました。ご来賓の皆さんからは、お祝いの言葉とともに、励ましの言葉を頂戴しまして、この施設を建設したことが正しい選択であったということを改めて認識もい

たしました。

また7月18日には、待ち望んでおりました京都縦貫自動車道が全線開通いたしました。残念ながら当日は気象条件から式典こそ開催できませんでしたが、午後2時の開通に合わせてグランドオープンとなりました、道の駅「京丹波 味夢の里」で来場されるお客様をお迎えさせていただきました。「京丹波 味夢の里」のオープン以来、連日、大変多くのお客様にお越しただいて感謝しているところでございます。この施設が本町の情報発信拠点として機能し、本町に多くの方が訪れ、自然を感じ、食、文化を満喫し、住民との交流がさらに図れるよう頑張っております。

また、既存の三つの道の駅におきましても、京都縦貫自動車道の全線開通の影響が心配される所であり、しっかりと連携を取りながら進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

次に京丹波町合併10周年記念式典についてであります。10月11日の午前9時30分から、和知ふれあいセンターアリーナにおきまして、記念式典を開催いたします。第1部の式典では、京都府知事様をはじめ近隣市町からご来賓をお迎えし、合併10周年をお祝いしていただくとともに、今日まで本町の発展に寄与いただきました方々を表彰し、感謝を申し上げます。また、引き続き第2部におきましては、この町から世界に羽ばたいていただきたい若い力を紹介し、一人は町内在住のピアニストによる演奏を、また町内の子どもたちの元気な歌声を届けていただく予定をしておりますので、ぜひ会場にお越しいただきたいと思っております。

次に本年度の主要事業の執行状況についてご報告申し上げます。

初めに、本年第1回議会定例会におきまして補正予算としてお認めいただきました、国の経済対策に係ります各事業につきましては、順次、事業に着手しているところでございますが、地域消費喚起・生活支援策として先行して取り組みましたスーパープレミアム商品券発行事業では、販売開始から数時間で完売するなど、高い人気で事業効果があったものと思っておりますが、全ての購入希望者に行き渡らないなどの課題が見つっております。第2弾となります次の発売に向けましては、その方法等を改善してまいります。また、まち・ひと・しごと創生の取り組みにつきましては、現在、京丹波町総合計画審議会の全体会や各部会において熱心に議論いただいているところであります。間もなく京丹波町創生戦略の中間案についてパブリックコメントを実施することといたしております。

次に、社会保障・税番号制度についてであります。政府が導入する、より公平な社会保障制度の基盤となるものであり、個人番号カードは本制度において重要な役割を担うもので

あります。本年10月5日から随時、付番通知され、平成28年1月から運用が開始されます。既に広報紙や小冊子をお配りし、お知らせしているところがございますが、この制度が住民の皆さんにご理解いただけるよう、しっかりと対応してまいります。

次に、本年10月からコンビニ収納を始めることとなりました。これまで役場窓口や金融機関等でしか納付できなかった町税や一部の料金等について、利便性を高めるため、全国どこでも24時間納付できるコンビニ納付をご利用いただけることとなります。年度途中ということもありまして、利用いただける納付書に制約がありますが、活用いただきたいと思っております。

次に、今年度も引き続き実施しました町長と語るつどいの開催状況ではありますが、例年より早く開催し、全ての日程を終了したところがございます。各会場におきましては、多くの住民の皆様にご参加いただき貴重なご意見、ご提言を頂戴しておりまして、今後の町政運営に生かしてまいりたいと考えております。

町営バスの運行につきましては、新たに道の駅「京丹波 味夢の里」バス停を設置し、乗り入れを開始したところであり、地域住民のさらなる利便性の向上に努めてまいります。

また、須知高校生への通学助成として、本年度は現在までに25名の方に助成金を交付しております。町内唯一の高校として、引き続き支援を行ってまいります。

次に、丹波広域基幹林道についてであります。京都府中部の林業生産基盤を充実させ、森林の適正な管理や木材生産による林業振興や地域振興を図ることを目的として、昭和60年度から工事が始まり、平成25年12月に全線が開通いたしました。今般、当林道沿線の森林整備や木材生産の拡大、当林道の多様な利用推進及び適切な管理を図ることを目的として、丹波広域基幹林道推進協議会が設立されたところがございます。木材などの林産物の安定供給、水源の涵養、災害の防止、地球温暖化防止への貢献、森林レクリエーションなど、府民や消費者の多様なニーズに対応し、木材の循環利用を通じた健全で多様な森林を育成するための取り組みを推進してまいります。

次に、一大イベントであります、京丹波 食の祭典2015は、10月25日に丹波自然運動公園と須知高校をメイン会場として計画しております。年々来場者も増え、ますます注目度が高まっております。本年も本町の豊かな食を味わい、堪能いただけるイベントとして開催したいと考えております。

次に、住宅改修の推進におきましては、住宅の耐久性の向上や、環境に配慮した改修に対して補助金を交付しているところであり、今年度は地域消費喚起・生活支援策として交付金を活用して取り組んでおります。7月末現在で申請件数が54件、補助金にして327万円

を交付しております。

次に、7月31日から8月5日にかけて、グリーンランドみずほホッケー場をメイン会場として、全国高等学校総合体育大会ホッケー競技大会が開催されました。この大会に出場しました須知高校女子チームは篠山会場での2回戦で見事に勝利し、改修され新しくなった地元グリーンランドみずほホッケー場で準々決勝に臨み、多くの地元住民からの熱い声援を受け健闘しましたが、惜しくも敗退しました。本大会出場に向け、厳しい練習に耐えてこられた経験は、必ずこれからの糧となるものと思っております。

また、この大会のために早くから準備をいただき、万全の状態で大会の運営を行っていただきました関係者の皆さんに厚く感謝を申し上げます。

同じくホッケー競技では、8月15日から17日にかけて新潟県において開催されました第45回全日本中学生ホッケー選手権大会に出場しました蒲生野中学校男子は健闘も及ばず、惜しくも予選リーグで敗退となりました。少ない部員数の中で強いチームワークを発揮し、近畿地区予選を突破して全国大会で戦った姿は、京丹波町民に元気を与えてくれたものと感謝するとともに、生徒たちがこれからも活躍してくれることを願うものであります。

以上、行政報告とします。

○議長（野口久之君） 以上で行政報告を終わります。

《日程第5、請願の委員会付託》

○議長（野口久之君） 日程第5、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、福祉厚生常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

《日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、京丹波町介護療養型老人保健施設条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、京丹波町介護療養型老人保健施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。

養型老人保健施設条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったところであり、議会の承認を求めるものでございます。

介護保険法の改正に伴い、居宅介護サービス等の介護給付を受けた場合の利用者負担割合が、1割から2割に引き上げられるもので、実施時期が本年8月1日からとなっておりますので、専決処分を行ったものであります。

ご理解賜りまして、ご承認いただきますように、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） おはようございます。

それでは、ただいま承認第4号 京丹波町介護療養型老人保健施設条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、ただいま町長のほうからもございましたように、介護保険法の一部が平成27年4月1日から改正され、施行されたことに伴いまして、平成27年8月1日から65歳以上の一定の所得を有する要介護被保険者または要介護支援被保険者に対しまして、利用負担額におき、1割から2割負担に引き上げられたことに伴いまして、本町の介護療養型老人保健施設条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものでございます。

今回の改正内容は、平成27年8月から、一定以上の所得者の要介護被保険者等が居宅介護サービス等の介護給付を受けた場合の利用者負担額が、1割から2割に引き上げられたことに伴いまして、京丹波町介護療養型老人保健施設条例において、第6条の第1項に、1割の額とするということが明記されていたものを、介護保険法施行規則第28条の2第1項に、規定する負担額割合証に記載された負担割合にすることとしたものでございます。

具体的には、新旧の対照表によりましてご説明をさせていただきますので、3枚目の横長の表をごらんいただきますようお願いいたします。

まず、京丹波町介護療養型老人保健施設条例、第6条の利用料等について定めたもので、旧側の右側部分の、最下段部分の、その1割の額とするものを、左側の新しい側の下段のとおり、法施行規則第28条の2第1項に基づき、交付された負担割合証に記載の負担割合とするに、改めるものでございます。

介護保険法施行規則第28条の2の第1項とは、同法で定める市町村が発行する、要介護被保険者、または要介護支援被保険者に対し、介護認定を受けた利用者の利用者負担割合を記載した証が有効期限を定めて交付されることを述べたものでございます。

その負担割合証に基づき利用料を徴収することとするものでございます。なお、老健施設

のほうでは、8月の長期入所者では、3人が該当されておられます。

以上、簡単ではございますが、京丹波町介護療養型老人保健施設条例の一部を改正する条例の専決処分の内容につきまして、補足説明とさせていただきます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、京丹波町介護療養型老人保健施設条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、説明がありましたように、一定以上の所得がある方に対しての2割の負担ということではありますが、今、人数的には3人の方が対象ということでありました。

月額でしたらどのぐらいの負担増になるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまのご照会でございますが、要介護度によって負担割合が若干違いますので、今回、入っておられる3人の方が、要介護度3、4、5と3人、さまざまでございます。その方々の負担割合が平均のところでございますけど、約三万五、六千円上がるというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） この介護療養型老人保健施設におきましては、3人ということでありましたが、この条例の中にもありましたように負担割合証にということではありますが、町全体では負担割合証に2割と認定された方は、何人ほどおられたのか。

また、単身者、あるいはまた夫婦でありましたら、どのぐらいの所得の方から、この2割になるのか、合わせてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 8月末現在で、2割の負担割合証を交付させていただいているのは36名でございます。また、2割負担になられる方の所得状況でございますけれども、大変申しわけございません。今ちょっと手元に、その詳細な資料を持ち合わせておりませんので、ご了承いただきたいと存じます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 私もお尋ねしときたいんですけども、今回、条例の中にあります負

担割合の関係なんですけども、1割が2割ということなんですけども、上限とかいうものはあるのかどうか。今、町の老健では、月にすると平均3万5,000円から3万6,000円上がるということで、非常に月という金額でみるとですね、年間にしますと40万円近い金を払わんなんということになりますと、非常に大きな負担だなと思うんですけども、そういう上限というのは負担割合の関係で、金額的にあるのかどうか、お尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 介護保険サービスにかかります、高額介護サービス費の支給というのがございまして、所得状況、それぞれの方の世帯等の状況に応じて、限度額が設けられております。

また、居室料とか食事代にかかります限度額負担証につきましても、それぞれの方の所得に応じて限度額が設定されることになっておりますので、それを越えた分につきましては、保険給付の対象となっております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○14番（山田 均君） 一応、上限といたしますか、限度額があるということなんですけども、それぞれの所得によって、なかなか金額というのは難しい問題があるんですけども、大体、今の京丹波の方によりますと、限度額までいくということになると、どれぐらいの負担が増えるということになるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 高額介護の対象となります所得階層にもよるんですけども、一番多い方で、4万4,400円が限度額となっております。

○議長（野口久之君） 東君。

○11番（東まさ子君） 2割負担になる、その所得水準というのは、ちょっと資料を持っていないということでありましたが、単身者でありましたら、月28万円ですか、だというふうに思っております。夫婦でしたら、34万いかほどだったと思うんですが、片一方の方が2割負担になり、片方のその方が在宅で生活をしているとしたならば、本当にその2割負担になることによって、生活が著しく困難になるというふうな、そういうことになる金額だと思うんですね。34万いかほどだったと思うんですが。

それで国の法律の下で決まったことであり、町の裁量権というのは限られたものになるかもわかりませんが、やはり、ちゃんとした憲法に保障された、そういう生活ができるような、するために、やっぱり地方自治体というのは考えていかななくてはいけないのではないかなというふうに思っております。

そういうきめ細かな生活実態をちゃんと把握して、介護保険もやっていこうとされているのかどうか、その点をお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 今回の2割負担といいますが、負担割合証につきましては、現在認定を受けていただいている方全員にお配りしております。個々のお尋ね等は、現在のところ余りございませんけれども、ご照会等いただきましたときには、十分、ご理解いただけるように丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案をされております、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、京丹波町介護療養型老人保健施設条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

4月の介護保険制度の改悪で、利用者の負担がどんどん増えております。その一つが専決処分の承認であります介護サービスの負担増であります。

これまで1割だった負担を、一定所得以上の人を2割に引き上げるものです。既に8月から適用され、利用者の方の中には、手元に介護保険負担割合証が届き、びっくりと同時にサービス抑制につながるとして、批判と不安の声が上がっております。

介護保険制度の改定のたびに、サービスを使う人の範囲を狭め、利用しづらい仕組みに改悪しているのが実態であります。介護保険制度スタート当初の、家族介護からの解放、民間参入でサービスの充実、保険料を払ってサービス選択の権利などのかけ声で国民に期待をもたらした老後の安心が、不安な老後になっています。当初の目的どおり、国が責任を持つべきであります。

制度の内容を次々と改悪をし、利用者の負担を増やすのではなく、国の責任で公費負担を増やすことを求めるべきであることを指摘いたしまして、反対いたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより承認第4号を採決します。

承認第4号 専決処分承認を求めることについて、京丹波町介護療養型老人保健施設条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手多数であります。

よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

《日程第7、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について～日程第36、認定第16号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定について》

○議長(野口久之君) お諮りいたします。

ただいまから上程になります、日程第7、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第36、認定第16号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についてまでの議案につきましては、本日は提案の理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

これより日程第7、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第36、認定第16号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長(寺尾豊爾君) 引き続きまして、それでは諮問第2号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてであります、本年12月31日をもって、任期満了となります、山内津八子委員を再推薦したいので、議会のご意見をお聞きするものであります。

山内氏は、人権啓発や人権相談など積極的に活動をいただいているところでありまして、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第68号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の制定に伴いまして、特定個人情報の利用制限を規定する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

議案第69号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、同

じく、番号法の制定に伴い、住民に対する市町村長による個人番号の通知カードによる通知及び申請に基づき交付する、個人番号カードの紛失等による再交付に関して、手数料を徴収することとするため、所要の改正を行うものであります。

議案第70号 京丹波町立幼稚園利用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保護者の所得に応じた利用料に改めるものであります。

議案第71号 新町まちづくり計画（市町村建設計画）の変更についてであります。新町まちづくり計画の計画期間を10年から15年に延長することについて、市町村の合併の特例に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第72号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正前の額11億6,424万円に、今回2億8,560万円を追加し、補正後の額を11億8,080万円とすることをお願いしております。

平成26年度繰越金及び本年度の普通交付税等の確定を受けまして、必要となります事業を中心に編成しております。

主な事業ですが、税番号制度導入に伴う通知カード等発送に伴う事務経費に、737万4,000円。旧質美小学校校舎の屋根、教室の改修を行う地域創造拠点整備事業に1,350万円。認知症対応型デイサービスセンターの整備に伴う、町公的介護施設等整備補助金として1,130万円。新規就農者に対して交付する青年就農給付金事業に825万円。地区要望等に基づく道路維持修繕工事等に2,151万7,000円。昨年8月の台風11号被害を受けた町道の災害復旧費として1,550万円を計上したところであります。

歳入につきましては、普通交付税確定による増額6,894万1,000円、前年度繰越金の増額1,011万5,000円。京都府みらい戦略一括交付金2,155万5,000円。不足する事業への充当財源として、財政調整基金からの繰入金1,208万円を主なものとして、関連する特定財源の精査により編成したものであります。

議案第73号 平成27年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額22億5,900万円に3,346万1,000円を追加し、補正後の額を22億9,246万1,000円とすることをお願いしております。

療養給付費等負担金等の返還金に係る増額のほか、前年度繰越金等の確定による精査を行うものであります。

議案第74号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、補正前の額2億2,325万2,000円に74万5,000円を追加し、補正後の額を2

億 2, 399 万 7, 000 円とすることをお願いしております。

前年度繰越金の確定による精査及び広域連合に対しての納付金の増額等を行うものであります。

議案第 75 号 平成 27 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）では、事業勘定において、補正前の額 22 億 20 万 2, 000 円に 3, 748 万円を追加しまして、補正後の額を 22 億 3, 768 万 2, 000 円とすることをお願いしております。

前年度繰越金の確定による精査及び前年度介護給付費負担金等の確定による返還金等について計上したものであります。

議案第 76 号 平成 27 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）では、補正前の額 16 億 2, 000 万円から 5, 380 万円を減額しまして、補正後の額を 15 億 6, 620 万円とすることをお願いしております。

前年度繰越金の確定による精査及び補助事業の縮減に伴う工事費の減額を行うものであります。

議案第 77 号 平成 27 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）では、補正前の額、9 億 5, 700 万円に 1, 728 万円を追加しまして、補正後の額を 9 億 7, 428 万円とすることをお願いしております。

前年度繰越金の確定による精査及び道路改良工事に伴う管きょ移設工費等の増額を行うものであります。

議案第 78 号 平成 27 年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第 1 号）では、補正前の額 24 万 3, 000 円に 7 万 2, 000 円を追加し、補正後の額を 31 万 5, 000 円とすることをお願いしております。

前年度繰越金の確定により基金積み立てを行うものです。

議案第 79 号 平成 27 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）では、補正前の額 546 万 5, 000 円に 89 万円を追加し、補正後の額を 635 万 5, 000 円とすることをお願いしております。

立木補償費の増額及び前年度繰越金の確定による精査を行うものであります。

議案第 80 号 平成 27 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 1 号）では、収益的支出において、医業費用で予算の組み替えを行うほか、資本的支出に 3, 000 万円を追加し、補正後の資本的支出を 2 億 8, 313 万 5, 000 円とすることをお願いしております。

収益的支出においては、人事異動による人件費の精査を行うものであり、資本的支出においては、京丹波町病院内の空調設備改修、エコー、レントゲン、内視鏡の各検査映像をデジ

タル化するための備品購入等を行うものであります。なお、財源は、病院事業債、補助金及び過年度分損益勘定留保資金を充当することとしております。

続きまして、平成26年度決算認定議案につきまして、概略をご説明申し上げます。

平成26年度は私の2期目の任期の本格的スタートとなる年度でありまして、合併後のまちづくりの真価が問われる年度でありました。常に住民目線に立った行政運営に心がけ、積極的な予算措置を行い、町政の推進に取り組んでまいりました。

まず、安心のあるまちづくりでは、地域医療の確保の最重点課題として、常勤医師の確保を図るとともに、京丹波町病院におきましては、毎週土曜日の午前中に内科と小児科で診察を行い、地域医療体制の充実に努めてきたところであります。

次に、活力のあるまちづくりでは、地域資源の活用をはじめ、本町の特色を生かした産業振興や生活環境の向上及び地域の活性化に取り組んでまいりました。特に、最重要課題として位置づけております有害鳥獣対策におきましては、金網フェンスなどの施設による被害防止対策や捕獲報奨金の対象鳥獣を拡大するなど、捕獲対策にも取り組んできたところでございます。

また昨年10月26日には、京丹波 食の祭典2014を丹波自然運動公園と須知高校を会場に開催させていただいたんですが、来場者数は1万2,400人に達し、来場者の方に京丹波の豊かな食を堪能いただき、食のまち、京丹波を広く発信することができました。

また、未来への投資として進めてきました、丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点整備事業は、本体工事に着手するなど、オープンに向けて着実に事業が進められたところでございます。

次に愛のあるまちづくりでは、子ども・子育て支援事業計画を策定しました。本町の生活文化や独自の魅力を生かし、京丹波町の全ての子どもたちが、健やかに成長することができる社会の実現のために、地域住民の皆さんとともに取り組んでまいります。

おかげをもちまして、それぞれの事業が無事完成、あるいは着実な進展をしておりますこと、ひとえに議員各位はじめ町民の皆さんのご理解とご協力の賜でありまして、改めて感謝申し上げます。

一方、私たちの生活では、平成26年4月から消費税率の引き上げによる家庭への影響が徐々に現れる中で、安倍政権の経済政策、アベノミクスによる日銀の量的、質的金融緩和策は浸透せず、景気の足取りは鈍ったままであります。こうした中で、国は経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率10%への引き上げを先延ばしすることを含む税制改正を行ったところです。

さらに人口減少対策や地方創生に取り組むためのまち・ひと・しごと創生法が制定されまして、平成26年度補正予算による地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策が展開されることとなりました。

このような情勢の中、一般会計の決算は、歳入132億9,482万9,542円、歳出129億7,359万3,367円。うち、翌年度への繰越財源2億6,112万1,000円を差し引いた実質収支では、6,011万5,175円の黒字決算となっております。なお、一般会計における平成25年度の黒字となった実質収支額5,638万4,171円と比較した単年度収支は、373万1,004円の黒字、財政調整基金積立金を考慮した実質単年度収支は3億8,199万996円の赤字であります。

一般会計の主な執行状況でございますが、以下、万円単位でご報告申し上げます。

まず総務費では、財政健全化対策として、土地開発公社先行取得用地の債務縮小に向けた土地の買い戻しに3億6,798万円、先行取得用地活用対策基金の積み立てに4,860万円を執行しております。

また、今後の財政需要に備えるための財政調整基金の積み立てに3,427万円、合併特例債を活用した振興基金積立事業に1億6,461万円。

また、過疎地域自立促進特別基金に1億410万円を積み立てております。

諸費では、グリーンランドみずほ、ホッケー場改修工事費として1億9,126万円を執行しております。

このほか、地域コミュニティ活動助成として、自治振興補助金には、公民館の改修費及び複写機購入を主なものとしまして、14の自治会等に650万円、また、協働のまちづくりを推進し、住民自治組織の組織化を支援する住民自治組織まちづくり交付金を7団体に162万円、琴滝公園整備として合併浄化槽設置工事など、水環境整備施設管理事業に1,230万円を執行したところでございます。

選挙費では全体で2,449万円、支出しております。主な内訳ですが、衆議院議員総選挙費では、1,350万円、京都府知事選挙費では、742万円、京都府議会議員選挙では、305万円など、支出いたしております。

民生費では、少子高齢化が進む中、高齢者や障害者の方々が安心して暮らすことのできる環境づくりと、児童福祉における次世代育成の充実に配慮した予算執行に努めたところであります。障害者の自立支援事業に3億6,715万円、介護保険特別会計繰出事業に3億6,552万円、後期高齢者医療制度に係る京都府後期高齢者医療広域連合への医療給付費負担金や特別会計繰出金などの関係経費に2億6,888万円を執行しております。

また、児童手当に1億8,234万円を執行したほか、消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金事業に1,409万円。本町の独自施策として、中学校卒業までの医療費について、月額200円の負担とする、子育て医療費助成につきましては、3,036万円を執行したところであります。

保健衛生費では町民の皆様が健康で生き生きとした生活を送っていただけるよう、健康診査や予防事業などの保健活動を積極的に推進しており、特に本町では各種の健診事業について住民負担を無料として運営しております。これらの経費として、母子保健事業に948万円。生活習慣病に着目した特定健康診査等事業に1,389万円。後期高齢者健康診査事業に623万円。がん検診事業などに4,207万円を執行しております。

また、診療所費では、京丹波町病院事業会計への運営補助金及び南丹病院負担金などに、3億7,872万円を執行しております。

環境衛生面では、下水道会計への繰出を含め、4億9,680万円。

清掃費では、船井郡衛生管理組合の分担金を主なものとして2億7,198万円。

簡易水道費では、5億3,579万円を執行しております。

環境問題に対する意識を高め、ごみの減量化やリサイクルの推進に努めるとともに、統合簡易水道事業の促進など、安全で安定した水道施設の整備に努めたところであります。なお、住宅太陽光発電システムの設置補助金につきましては、18件で205万円を執行しております。

農林水産業費につきましては、有害鳥獣対策をはじめ、担い手の連携による農地保全や黒大豆、小豆、そば、京野菜等の特産振興、営農組織への支援など、生産性の高い農業の実現に引き続き努めたところであります。

中山間地域等直接支払交付金に1億1,405万円、黒大豆、小豆、そば、京野菜等の特産物等作付奨励金に1,321万円。多面的機能支払交付金事業に2,567万円を執行し、地域ぐるみの共同活動や営農活動支援を積極的に行うとともに有害鳥獣対策として被害防止施設設置事業を中心に6,473万円を執行しております。

また農業機械導入補助を中心とする農業振興事業に766万円。

青年就農給付金の支給などを行う京力農場プラン事業に2,653万円。

鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業では鶏舎等解体撤去工事に7,111万円。農道、農業用水路等の改修補助を中心とする農地保全事業に5,675万円。台風18号による被災施設の復旧補助金として1億2,709万円を執行したほか、老朽ため池等改修整備経費

などの、土地改良施設維持管理事業に7,556万円を執行しております。

林業費では、森林管理道開設事業に2,789万円。

瑞穂支所、和知支所に薪ストーブを設置するとともに、薪ストーブ設置補助金を交付する木のぬくもり活用推進事業で247万円、森林資源量調査解析システム化業務費に2,500万円、農地・農業施設及び林道災害復旧事業に1億5,290万円を執行しております。

商工費では、低迷する消費経済の影響を受ける商業、中小企業に対する信用保証料補給や、資金融資利子補給、商工会への小規模事業経営支援事業助成などの商工振興対策に、2,100万円。商業集積施設丹波マーケス及び本町が出資します第三セクターの丹波地域開発株式会社への経営支援費6億700万円を執行したほか、京丹波町観光協会の運営補助に800万円を執行しております。

土木費では、丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点整備事業に9億3,813万円。畑川ダム関連事業に55万円を執行するとともに、道路維持や新設改良費に4億4,913万円。台風18号等による被災施設の災害復旧事業に2億4,017万円。河川維持管理事業に1,907万円。住宅改修補助金交付事業に781万円を執行しております。

生活基盤の一層の充実と本町の将来の発展に向けて、今後とも計画的な整備に努めてまいります。

消防費では京都中部広域消防組合負担金に2億5,761万円。消防団の運営費に7,958万円のほか、防火水槽2基の整備や消防車両4台の更新など、消防施設費に4,024万円を執行しております。

今後とも安心、安全なまちづくりの基盤整備に努めてまいります。

教育費では、総額7億590万円を執行しております。各小・中学校、幼稚園の運営経費や施設修繕を中心に取り組み、教育環境の充実を図り、心身ともに健康な児童、生徒の育成に努めてまいります。

以上、主たる決算概要につきまして申し上げましたが、次に普通会計をもとにした財政構造面について申し上げます。

町税ですが、町税は前年度に比べまして355万円減額の17億2,107万円となりました。これは法人税割や固定資産税が増額となったものの、個人所得割やたばこ税の減額などが主な要因であります。徴収率につきましては、現年度が98.86%と0.29ポイント上昇し、滞納繰越分は34.93%と3.19ポイントの上昇となりました。今後とも税負担の公平性を確保するため、京都地方税機構との連携はもとより、細やかな納税相談の実施など、一層の努力を重ねてまいります。

一方、滞納処分等の取り組みを行いながら、町税782万円、国保税1,169万円を不納欠損処分させていただきました。前年度と比べまして、町税におきましては209万円の増加を示したところであります。貴重な自主財源が徴収に至らなかったことは、まことに申しわけなく思いますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

譲与税・交付金関係では、主に地方消費税交付金の増加により前年度と比較して1,167万円増額の3億7,906万円。地方交付税では、普通交付税が市町村民税法人税割や地方消費税交付金等の増額など、基準財政収入額の増加と、基準財政需要額では、地域の元気づくり推進費などの廃止による算入費目の減額により、9,283万円減額の48億8,013万円。特別交付税は6,023万円減額の5億8,760万円となっております。

一方歳出におきまして、支出を拘束する義務的経費では、人件費では359万円の増額、扶助費では7,649万円の増額、公債費では384万円の減額となり、全体では7,623万円の増額で、41億8,003万円の決算であります。

投資的経費では、道路新設改良工事や、地域振興拠点整備事業、土地開発公社先行取得用地の買い戻し。また、台風18号による被災施設の災害復旧工事の施工などによりまして、8億7,124万円の大幅な増額となり、35億9,403万円の決算となっております。

このような決算状況の中、財政構造の指標となります経常収支比率は前年度比ですが、2ポイントの増となって84.6%、実質公債費比率、前年度と同じく14.4%となりました。

経常収支比率の増加要因につきましては、歳入経常一般財源において、市町村税、あるいは地方交付税及び臨時財政対策債が減少したこと、歳出経常一般財源では、人件費、物件費及び補助費等が増加したことなどによるものであります。これら指標の算定に大きなウェイトを占める普通交付税につきましては、合併特例による交付となっていることから特例措置の終了を目前に控え、将来、財政需要を念頭に、一層の行財政改革に努めてまいります。

次に、特別会計の決算状況であります。国保京丹波町病院事業会計を除く14特別会計の歳入総額は69億112万円、歳出総額は67億7,996万円の実質収支は、6,953万円であります。

国保京丹波町病院事業会計につきましては、消費税を除いた収益的収支のうち経常収益は9億5,597万円。経常費用は9億1,602万円。差引3,994万円の経常利益を確保いたしました。これを前年度繰越欠損金から控除しますと、当年度未処理欠損金は1億293万円となりました。今後とも一層の経営改善に努め、繰越欠損金の縮小を目指してまいります。なお、資本的収支ですが、収入総額1億2,125万円に対し、支出総額は1億4,

171万円となりまして、収支差額の2,046万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填したところでございます。

以上、申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

提案させていただきました議案は、31件であります。細部につきましては会計管理者または所管する課長から説明させますので、何とぞ慎重に審議賜りまして原案に賛同いただきますように、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） これより暫時休憩をいたします。

10時25分まで。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時25分

○議長（野口久之君） それでは休憩前に引き続き会議を続けます。

補足説明を担当課長から求めます。

長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、諮問第2号につきまして、補足説明を申し上げます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づきまして、市町村長はその候補者について議会の意見を聞いて推薦を行い、法務大臣に委嘱することとなっております。その任期は3年となっております。

京丹波町では、現在11名の人権擁護委員さんにご活躍をいただいているところでございます。

山内津八子氏は今年の12月31日をもちまして任期満了となりますが、これまでの活動実績や地域住民の信頼も厚いことなどから、引き続き人権擁護委員として再推薦いたしたく議会のご意見を求めるものでございます。

山内津八子氏は、京丹波町栗野町15番地にお住まいで、昭和28年4月10日生まれの満62歳で、現在、2期目の人権擁護委員としてご活躍いただいております。

それでは諮問第2号を読み上げまして、補足説明とさせていただきます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記。住所、京都府船井郡京丹波町栗野町15番地、氏名山内津八子。昭和28年4月10日生まれ。平成27年9月2日提出。京丹波町長、寺尾豊爾。提案理由。人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるため。

以上でございます。なお、裏面に主な職歴等を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。ご審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第68号 京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の制定に伴いまして、特定個人情報を取り扱う場合には、行政機関、個人情報保護法の規定の例に倣い、条例改正が必要となったものでございます。

ここでいう特定個人情報とは、番号法で規定する個人番号を含む個人情報というものでありまして、これまでの個人情報の定義のほかに番号法で定義される特定個人情報等の定義を加え、情報を保護するものについて住み分けをすることで特定個人情報の利用制限をうたう改正となっております。

改正の内容につきましては、議案書中ほどからございます新旧対照表をごらんください。

新旧対照表1ページ目でございます。

まず、第1条の目的では、個人情報について個々に個人情報が示す範囲について、特定個人情報を含むべき場合について、個人情報に該当しない特定個人情報を含む、という文言を加えるものでございます。

次に第2条の定義では、まず1号で、個人情報とは生存する個人に関する情報、に改めるものでございます。これは当該情報に含まれます氏名、生年月日、その他の記述等によりまして、特定の個人を識別するためでございます。

次に2ページ目でございます。

第8号から第11号では、個人情報の定義において、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報、特定個人情報ファイルを規定するものでございます。

次に3ページ目をごらんください。

第6条の2では、実施機関、これは町となりますが、実施機関で特定個人情報保護強化を行い、既存の審議会、個人情報保護審議会でございます、これの意見を聞くこととなるものです。

特定個人情報保護評価とは、実施機関が個人のプライバシー等の権利、利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものでございまして、現在のところ特に審議会に意見を聞くこともなく、まずは町において講評をするということに

なっております。今後、変更等が生じる場合には、審議会の意見等を聴くということとなっております。

次に、第6条の3では、個人情報保護ファイルを保有するときは、審査会に通知することを規定をするものでございます。

5ページ目をごらんください。

第6条の4では、特定個人情報ファイル簿の作成及びこれを公表することを規定をするものでございます。

次に7ページをごらんください。

9条の2では、特定個人情報の利用制限を規定をするもので、特定個人情報を利用目的以外で内部利用してはならない旨の利用制限を規定をするものでございます。

次に8ページをごらんください。

第9条の3では、個人番号法第19条、これは特定個人情報の提供の制限の規定を除いた、特定個人情報の提供の禁止を、規定をするものでございます。

次に11ページをごらんください。

第21条の2では、保有特定個人情報が違法に取得された場合などで、保有特定個人情報の利用停止の請求ができる旨、規定をするものでございます。

次に12ページでございます。

第24条の2では、情報提供等の記録の訂正をした場合に、提供先への通知を行う旨、規定をするものでございます。

次に13ページでございます。

第34条では個人情報保護審査会の設置について規定をする中で、特定個人情報保護評価について、意見を述べる旨の規定をするものでございます。

最後に14ページでございます。

第51条では、偽りその他不正の手段により開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者への過料を記しているものでございまして、現行の5万円から10万円に改めるものでございます。

改正条例の附則でございますけれども、施行期日について規定をいたしております。まず、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日でございますが、平成28年1月1日でございます。それから2号の第9条の次に2条を加えます改正規定でございますが、番号法施行の日、平成27年10月5日となっております。

3号の第24条の次に1条を加える改正規定につきましては、番号法附則第1条第5号に

掲げる規定の施行の日とするものでございます。

以上で議案第68号、京丹波町個人情報保護条例の一部を改正する条例の、補足説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第69号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

先ほど、第68号で説明しました条例改正と同様に、番号法の制定に伴いまして、住民に対する市町村長によりまして、個人番号の通知カードによる通知及び申請に基づく個人番号カードの交付を今後、行うこととなります。この各種カードの紛失等によりまして再交付に関して、手数料を徴収することとするため、京丹波町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

通知カードによりまして付番通知につきましては、番号法施行期日の平成27年10月5日から、また個人番号カードの交付につきましては、平成28年1月1日から順次行うこととなります。

各カードの紛失等によりまして再交付に関しましては、総務省から再交付相当経費が示されておりまして、通知カードで500円、個人番号カードは800円となっておりますことから、この額を新たに加えるものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

現行の第2条28号を削りまして、29号を新たに28号とするもので、現在利用されております住民基本台帳カードにつきましては、個人番号カードに改められるものでございまして、今後再発行の必要がなくなるものでございます。

新たに29号で通知カードの再交付手数料としまして1枚につき500円を、また30号で個人番号カードの再交付手数料としまして、1枚につき800円を加えるものでございます。

なお、施行期日につきましては、通知カードに係ります番号法の施行期日が平成27年10月5日から、また個人番号カードに係ります番号法の施行期日は、平成28年1月1日からとなるものでございます。

以上で、議案第69号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） ただいま上程となりました議案第70号 京丹波町立幼稚園利用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げさせていただきます。

す。

今回の条例改正につきましては、園児一人につき月額7,000円としています現在の幼稚園利用料を、子ども・子育て支援新制度に基づき、保護者の所得に応じて、国が定める上限額の範囲内で定めた負担額を平成28年4月から徴収することに改めるものであります。

また預かり保育の保護者負担につきましては、徴収根拠を条例で定めることとし、さらに幼稚園利用料の減免の条項を整理し、減免規則で定めさせていただくものでございます。

次のページの新旧対照表をごらんください。

第2条の利用料の額について、まず第2条の利用料の額につきましては、幼稚園の利用料は園児一人につき月額7,000円とする、と、規定しておりましたが、国が定める上限額の範囲で定めた額を限度として教育委員会規則で定めるものであります。

別紙の京丹波町立幼稚園の利用料についての資料をごらんください。

国の階層区分に従い、5段階に区分し、国が定める上限額の範囲において町で負担額を定めるものでございます。利用料の設定につきましては、現在幼稚園を利用されている保護者の町民税所得割課税額から第3段階と第4段階の階層の人数が多く見られるところであり、中でも一番人数の多い階層を基準に考え、第4段階を現行と同じ7,000円ということで設定させていただきました。なお、本町のさらなる子育て支援を推進するため、上限額を8,000円とさせていただくものであります。また、経過措置として、平成27年度に在園する園児が卒園するまでの間は、上限額を現行の7,000円とさせていただきます。

それでは、再度、新旧対照表をごらんください。

旧の第3条の納入義務者につきましては、新の第2条の第1項において、保護者の納入規定を盛り込んでいることから削除させていただき、新たに第3条として預かり保育等についてを規定するものであります。

幼稚園の通常保育時間終了後の預かり保育につきましては、京丹波町立幼稚園預かり保育実施要綱に基づき実施しておりますが、この預かり保育の利用料等につきましては、条例により明確にさせていただくものであります。なお、利用料等の金額の変更はございません。

続きまして、第5条の利用料の減免についてでございますが、第1項の園児が登園しない月の利用料免除に関する規定を第2項に定める教育委員会規則であります京丹波町立幼稚園利用料減免規則の中で規定させていただくこととして、整理させていただくものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第71号 新町まちづくり計画（市町村建設計画）の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

新町まちづくり計画は、合併協議会におきまして合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するものとして策定されたものでございます。

この計画に基づいて行う事業や基金の積み立てのうち、合併に伴い特に必要と認められる経費については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度において合併特例債という有利な地方債を発行することが可能となっているものでございます。

本来、10年度という特例期間が間もなく到来をするわけでございますが、平成23年3月11日に発生をしました東日本大震災後の市町村の実情等から、地方債の特例により、地方債を発行することができる期間が、10年度から15年度に延長をされたところでございます。

これを受けまして、本町の新町まちづくり計画の計画期間を、10年度から15年度に変更をするものでございます。また、これに合わせまして主要施策のうち、現在本町が林業振興の一環として取り組んでおります木質バイオマスエネルギーの利用推進と施設整備を新たに加えるとともに、財政計画を現状に時点修正をするものでございます。

議案書1枚めくっていただきまして、1ページ目。新町まちづくり計画（変更）と書いてますものをごらんいただきたいと存じます。

まず、計画期間でございます。10年の期間と現行書いておりますものを合併が行われた日の属する年度及びその翌年度から15年間に変更をするものでございます。

次に2ページ目でございます。ここでは、主要施策のうち、新たに取り組んでおります事業のうち、木質バイオマスエネルギーの利用推進につきまして、新たに記述をするものでございます。

また、3ページをごらんください。同じく、新町施策の体系と主要施策におきまして、施設名称の変更と新たな事業の追加を行うものでございます。

4ページから5ページ、A3の見開きでございますが、これにつきましては、財政計画となっております。

平成25年度までの実績を反映をさせておりますものと、26年度から平成37年度までの推計値の修正を行ったものでございます。なお、今回の計画変更は、計画期間の変更、延長が主なものであることから、事業内容等につきましては、原則計画策定時の記述のままと

し、時間の経過に伴う時点修正は行わない方針で作成をしております。

また、京都府との協議につきましても、既に終了をいたしております。以上で議案第71号 新町まちづくり計画（市町村建設計画）の変更についての補足説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第72号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は既定の歳入歳出予算に2億856万円を追加し、補正後の額を118億5,080万円とすることをお願いするものでございます。

概要といたしましては町長の提案理由の説明にございましたとおり、26年度の繰越金と本年度の普通交付税の確定等によりまして、1億2,000万円余りの一般財源が確保できましたことに加え、災害対策対応や、行政運営に必要となる施策等を中心とした編成とさせていただいております。

それではページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど、事項別明細書により説明をさせていただきます。

6ページの第2表の地方債の補正でございますが、内容は後ほど事項別明細書の8ページの町債でご確認をいただきたいと思いますが、まず、合併特例債についてでございますが、今回560万円を、減額をさせていただいております。これは幼稚園、小学校、中学校の施設の体育館等、非構造部材耐震改修事業におきまして、補助金の増額があったことから地方債の借入額を減額をするものでございます。

次に過疎対策事業債につきましては、2,970万円を増額させていただいております。これは当初、幼稚園と中学校施設の空調設備整備工事で補助金を見込んでいたところでございますが、事業採択がされなかったということから、財源を地方債に振り替えるものでございます。これに加えまして、過疎地域自立促進特別基金積立事業に310万円を積み立てることといたしておりまして、基金への積み立ては補正後で1億310万円となり、限度の上限まで積み立てを行うものでございます。

次に、臨時財政対策債につきましては、4,140万円を増加させていただいております。27年度分が確定をいたしましたので、その額まで増額をさせていただいたところでございます。補正後の予算総額といたしましては、3億7,410万円でございます。

地方債合計で、6,550万円の増額となりまして、補正後の発行額は合計で16億5,670万円となるものでございます。このうち、交付税の算入でございますけれども、全体の約76%となります12億5,700万円余りが交付税算入をいただける地方債となって

いるところでございます。

次に補正予算の重立った項目につきまして説明させていただきます。

事項別明細書の10ページをお願いいたします。

まず歳出からでございます。

人件費関係につきましては、各費目を通じまして、4月の人事異動に伴いまして精査を行っておるものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

次に、1目の一般管理費、一般管理経費ではふるさと応援寄附金のふるさと産品送付に係ります経費といたしまして、報償費あるいは通信運搬費などで、579万5,000円を計上したところでございます。

また、11ページの上のほうの19節負担金補助及び交付金では、番号法の施行に伴います通知カード、個人番号カードの交付事務関係経費といたしまして、550万円。それから、5目の財産管理費では財政調整基金積立金としまして、地方財政法第7条に基づく積立金、前年度繰越金の2分の1以上の積み立てとなっておりますので、一般財源を加えまして4,000万円といたしております。

また、瑞穂地区旧学校施設管理事業におきましては、中山間地域等において日常生活支援機能や、地域の産業振興、地域コミュニティの再構築、定住支援など、多様な機能を総合的に整備することで、地域の活性化を図る目的で拠点となる施設を京都府と町におきまして、連携協働して整備をするものでございまして、旧質美小学校をその拠点施設と位置づけまして、校舎の屋根、教室等の改修を行うものでございまして、地域創造拠点整備事業補助金として、1,350万円を計上いたしております。

次に、財政調整基金、地方債補正で説明しました過疎地域自立促進特別基金積み立て事業に、310万円を計上いたしております。

次に12ページをごらんください。上段にあります13節委託料でございますが、支所財産管理事業におきまして、和知地区の大倉地内の町有地につきまして、町有地活用のための調査測量を行うものでございまして、13節委託料の218万3,000円を計上いたしております。

同じく、11目地域振興事業費では、19節負担金補助及び交付金で6月末までに申請のありました6団体、9自治会が対象となっております。これに対する自治振興補助金としまして、159万7,000円を計上いたしております。

事業内容といたしましては、公民館等の改修が2件、空調設備が1件、複写機購入が3件でございまして、事業費の2分の1を補助率に補助金を交付するものでございます。

続きまして、12目電算管理費では、行政情報システム運用管理事業におきまして、日本年金機構において大量の個人情報流出するという事案が発生するなど、最近問題となっております標的型攻撃メールへの対策強化につきまして、国からの要請を受け必要な対策を講じるものでございます。具体的には、インターネット回線とつながっております、情報系のネットワーク、これは自治体での事務を行う上で必要なシステムを接続する内部のネットワークで、庁内LANなどが対象でございます。これをインターネット回線と切り離し運用をするものでございまして、これに必要な機器類等の整備を行うものでございます。システム改修委託料といたしまして、2,953万8,000円を計上いたしております。

次に、14ページの1目でございます。社会福祉総務費、臨時福祉給付金給付事業では、給付実績に基づきまして、今回、精算を行うものでございまして829万9,000円の返還金が生じたものでございます。

同じく、3目障害者福祉費の障害者福祉一般経費では、障害者福祉サービス補装具、障害程度区分認定等の事業実績に基づきまして精算をするものでございまして、同じく457万円の返還金が生じているものでございます。

次に、4目老人福祉費の介護施設等整備事業につきましては、現在、社会福祉法人山彦会におきまして、整備計画があります高齢者安心サポートハウスに併設をされます、認知症対応型デイサービスセンターの整備に伴う、町公的介護施設等整備補助金として計上をいたしておるものでございます。

初めに整備計画のあります各施設の概要につきまして、報告をさせていただきます。

高齢者安心サポートハウスは社会福祉法に基づきます軽費老人ホーム、ケアハウスでありまして、社会福祉法人等が社会福祉事業として運営するものでございます。また、京都府におきまして整備を進められる施設でありまして、利用者の収入に応じた府の助成により、低額での入居が可能となっております。また、食事提供や見守り、入浴、生活相談など必要な生活支援サービス等が受けられ、介護は必要ないものの一人暮らしが不安という高齢者の方も安心して暮らせるなどの特色を持つ住まいでございます。定員は30名となっております。

次に、認知症対応型デイサービスセンターであります。介護保険法に基づく、地域密着型サービス事業でございまして、高齢者が要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持、または向上を目指し、必要な日常の生活上の世話及び機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の

家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るための施設となつてございます。定員につきましては12名でございます。

これらの施設整備を行う場所でございますけれども、瑞穂地区の橋爪町田にあります町有地でございます。この土地は平成26年4月25日に開催をいたしました第2回京丹波町議会臨時会におきまして、土地開発公社から買い戻しを行った土地でございます。町といたしましても、事業者から要望を受ける中で、町有地の有効活用が図れるとともに、高齢者福祉の増進が図れるなど将来的な事業効果を期待し、山彦会さんに対しまして土地を貸し付けるものでございます。貸し付けの面積や貸し付け方法など、具体的な事項につきましては、現在、調整中でございます。また地元区等への説明につきましても、図面等ができ上がりましてから説明をさせていただく予定といたしております。

次に、19ページに飛びますが、ごらんをいただきたいと存じます。

6款の農林水産業費の3目農業振興費の有害鳥獣対策事業におきましては、ニホンザル等追い払い用の駆逐煙火によります有害獣対策経費として、煙火、ホルダーの購入経費として、11節事業費の消耗品費に269万円を、計上をいたしております。各区を通じまして、煙火なりホルダーの購入希望団体に安価で提供をするものでございます。この有害鳥獣対策事業につきまして、今日までの取り組みといたしましては、この煙火の取扱講習会を5月から希望される行政区等に説明に入っております。町内23会場で開催をされ、受講者数は516名となっております。また合わせまして、有害鳥獣防除施設設置補助として、新たに申請がございます1団体に94万4,000円を、計上をしたところでございます。

農業振興事業におきましては、農業機械の導入補助に2件、それから農業施設整備補助に3件を予定をしております。事業費として263万1,000円を計上いたしております。

同じく、青年就農給付金事業では、新規就農者に対しまして、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間最大150万円を給付するものでございまして、財源につきましては府からの給付金を充当するものでございます。今回補正計上いたしますのは、対象者が8名でございます。継続5名、新規3名となっております。事業費といたしましては825万円を計上いたしたところでございます。

次に22ページでございます。7款商工費、2目商工業振興事業におきましては、地域の安全安心に対します取り組みを支援強化する目的で、須知商店街において防犯カメラを設置する事業につきまして、府の補助金を活用し事業を実施されるものでありまして、これに町の補助金30%を加えまして、全体の補助率は75%ということで補助を行うものでございまして、事業費として防犯カメラ、防犯灯等設置補助金に170万円を計上いたしております。

す。

本商店街は、通学路ともなっておりまして、また、高齢者の買い物利用も多く、消費者の安全を確保するとともに、防災・防犯体制を強化するものでございます。

次に、23ページの8款土木費、2目道路橋梁維持管理事業では、地区要望等に基づきまず、道路維持修繕工事を実施するものでございまして、15路線2,000万円を工事請負費として計上いたしております。このほか、認定外の道路整備事業補助金として追加申請のありました、3地区分150万円を計上するものでございます。

27ページでございます。

11款災害復旧費、1目の土木施設災害復旧事業では、平成26年8月の台風11号により被害を受けた町道弓谷線鎌谷中地内でございますが、法面の崩落箇所の災害復旧事業費としまして、1,550万円を計上いたしたものでございます。

戻っていただきまして、3ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入でございますが、まず地方特例交付金につきましては、住宅ローン控除による住民税の減収分の一部補填として交付されるものでございまして、27年度分の交付決定によりまず増額でございます。

次に普通交付税でございますが、6,894万1,000円を、増額をいたしております。当初予算におきましては、48億7,500万円余りを見込みまして、うち2億2,500万円余りを留保財源として46億5,000万円を、予算計上をいたしておりましたが、当初見込みと比べまして、1億5,600万円余りの減額となり、最終的に47億1,894万1,000円が決定をされたところでございます。

なお、平成26年度の実績と比較いたしますと、1億6,119万4,000円の減となっております。

その他、各種の特定財源につきましては、歳出の補正に合わせまして、精査を行ったものがほとんどであります。3ページの14款国庫支出金の1目総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、住民基本台帳システム等の改修整備に伴います補助金として571万2,000円を計上いたしております。

次に4ページでございます。

7目教育費国庫補助金では、1節小学校補助金に体育館非構造部材耐震改修に係る補助金としまして、288万1,000円が追加され、また2節中学校費補助金及び4節幼稚園費補助金では、空調設備整備工事で補助事業採択がなされなかったことを受け、補助金の減額をそれぞれ行うものでございます。

15款府支出金1目総務費府補助金では、みらい戦略一括交付金が客観的指標配分として2,155万5,000円交付をされたところでございまして、今回、予算計上をいたしております。事業の充当におきましては、各種の活性化対策事業等に充当をするところがございます。

次に7ページの17款寄附金でございます。ふるさと応援寄附金といたしまして、1,200万円を今回、計上をいたしております。補正後の予算額につきましては、1,300万円となるものでございまして、8月末現在で寄附申込件数が458件、寄附金額が1,067万6,000円となっているところでございます。

本年度から寄附に対するお礼ということで、ふるさと産品の送付を始めたところでございまして、多くの寄附申し込みがこれをきっかけに参っているところでございます。

次に8ページの21款町債でございます。

先ほど、説明をさせていただきました過疎債を活用した基金積み立て事業への充当、幼稚園、中学校施設の空調設備整備事業への充当、合併特例債では幼稚園、小学校、中学校施設の体育館等非構造部材耐震事業の財源組み替えによる減額、それと臨時財政対策債の精査などで、合計6,550万円の増額といたしておるところでございます。

以上、議案第72号 一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、ご議決賜りますように、よろしく願いをいたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） それでは、議案第73号 京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、補正前の予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,346万1,000円を追加し、補正後の額を22億9,246万1,000円とするものでございます。

主に歳入では、今年度の前期高齢者交付金の交付額が確定したことによる精査と、出産育児一時金等繰入金として、一般会計から繰り入れるもの、前年度繰越金の確定に伴うもの、歳出では出産育児一時金の増額補正や後期高齢者支援金、また前期高齢者納付金及び介護納付金の金額確定にかかわります補正、また昨年度の療養給付費負担金等の精査により生じた返還金の補正でございます。

それでは主なものにつきまして、歳入からご説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをごらんください。

最初に歳入では、3款国庫支出金療養給付費等負担金につきましては、一般被保険者の療養給付費等に対する負担金で、過年度分の追加交付分が見込めないために減額させていただ

くものでございます。

また4款の療養給付費交付金は退職者医療分について、被用者保険から拠出金を社会保険診療報酬支払基金を通じまして受け入れるものでございます。療養給付費等負担金同様、過年度分の追加交付が見込めないために減額させていただくものでございます。

次に5款、前期高齢者交付金につきましては、今年度の交付額が確定したことから精査を行い、8万6,000円減額させていただくものでございます。

9款繰入金、一般会計繰入金、3節の出産育児一時金等繰入金では280万円、後ほど歳出でご説明いたします支出金額の3分の2相当額の繰り入れをお願いするものでございます。

また、国保運営基金繰入金では、1,082万3,000円を増額し、後ほど説明いたします歳出総額との収支のバランスをとらせていただいております。

4ページ、10款繰越金につきましては、当初予算編成時点におきましては、基金繰り入れが必要で、繰越金は発生しないものとしておりましたが、26年度予算と比較しまして、歳入では国庫支出金また府支出金が伸びたこと、歳出では保険給付費や予備費に不用額が生じたことなどから前年度からの繰越金として1,989万2,000円を追加させていただくものでございます。

続いて5ページ、歳出をお願いいたします。

中段の出産育児一時金でございますが、当初20件、840万円を計上しておりましたが、母子手帳発行状況等から見込みまして、10件、420万円を増額させていただくものでございます。

3款後期高齢者支援金及び5ページの4款前期高齢者納付金、6款介護納付金は、今年度の納付すべき額が確定したことに伴いまして精査したものでございます。

最後に11款諸支出金につきましては、26年度の保険給付費等の実績に基づき、超過交付分を返還することとなりましたので、既決額10万円に2,901万7,000円を追加計上させていただいたところでございます。その補正後の額の内訳といたしましては、国庫支出金の療養給付費等負担金の返還金として2,372万6,000円。療養給付費等交付金として505万3,000円。特定健康診査等負担金の返還として33万8,000円でございます。

以上、国保特別会計の補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第74号 平成27年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、補正前の予算の総額に歳入歳出それぞれ74万5,000円を追加し、補

正後の額を2億2,399万7,000円とするものでございます。

それでは歳入から説明をさせていただきます。

事項別明細書3ページをごらんください。

まず最初に歳入の4款繰越金については、平成26年度からの繰越金が確定しましたので、74万5,000円を追加させていただくものでございます。

続いて4ページの歳出につきましては、歳入の繰越金の計上に伴いまして、26年度出納整理期間内に収納いたしました保険料につきまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金の過年度保険料分といたしまして70万8,000円を追加させていただくものでございます。

また4款諸支出金には、平成26年度に広域連合から交付を受けました人間ドック助成金の精算に伴い返還が必要となったことから、3万7,000円を追加させていただいております。

以上、簡単ではございますが、京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） それでは、議案第75号 平成27年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の事業勘定分につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定において既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,748万円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億3,768万2,000円とさせていただくものでございます。

それでは歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書の6ページをお願いいたします。

2款保険給付費、6項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費につきましては、これまでの申請状況に基づき、250万円の追加をお願いするものでございます。

次に、3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目一次予防事業費については、介護予防普及啓発事業として180万円を追加し、地域の公民館等で開催いただく筋トレ教室において、映像を見ながら音楽体操や筋トレができるように、DVDの製作と合わせて教室開催前後の参加者の体力測定等に係る委託費用として125万円の追加と、公民館等でDVDを再生するために必要などころにはプロジェクターの貸し出しを行うため、備品購入費55万円の追加をお願いしております。この事業につきましては、京都府地域包括ケア総合交付

金による助成をいただくことになっております。

2目の二次予防事業費、ミニ・デイサービス事業では、会場数の見直しに伴い、委託料及び施設使用料を減額させていただいております。

2項包括的支援事業・任意事業、1目包括的支援事業費では、介護予防日常生活支援総合事業への移行を進めるに当たって、地域包括ケア推進委員会でご意見を伺うこととして、委員等報償を追加させていただいております。

2目任意事業費では、認知症ケア向上事業で、事業費を一部組み替え、システム助成金として5万円を計上いたしております。今年度から認知症高齢者徘徊SOSネットワーク事業を開始し、行方不明になる恐れのある認知症高齢者の事前登録や、万が一行方不明となられた場合に、早期にご家族の元に帰っていただけるようその捜索にご協力いただく事業所などの登録をお願いしているところがございます。事前登録された方が、位置情報探知システムを活用される場合、初期費用として5,000円を上限として助成をさせていただくものがございます。この事業についても、京都府地域包括ケア総合交付金を財源といたしております。

また、認知症地域連携推進員設置事業として、認知症地域連携推進員を配置いただく事業所に、主に認知症に関する相談窓口としてお世話になりたく、2カ所計画しておりましたが、今年度は1カ所となりましたので、減額をしております。

次に7ページの6款諸支出金につきましては、26年度の介護給付費等負担金、地域支援事業交付金等の確定にかかわりまして、国、府への返還金を計上させていただいております。

ページ戻っていただきまして、3ページの歳入をお願いいたします。

歳入では、歳出に計上いたしました保険給付費、地域支援事業費等の増減額に合わせまして、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款府支出金、7款繰入金など、関連する特定財源の見直しを行っております。

4款の支払基金交付金については、前年度の実績確定に伴いまして、過年度分として2目地域支援事業支援交付金で464万3,000円を追加するものです。

また4ページ、5款の府支出金の地域支援事業交付金では、地域包括ケアシステム推進補助金として、筋トレ教室関係、位置情報システム関係で202万6,000円を追加させていただいております。

5ページの8款繰越金については、前年度繰越金の確定により、2,759万2,000円を追加させていただくとともに、4ページ最下段の基金繰入金、327万5,000円により収支の均衡を図ることとしております。

以上、簡単でございますが、議案第75号 事業勘定分についての補足説明とさせていただきます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 山内水道課長。

○水道課長（山内和浩君） それでは、議案第76号 平成27年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算、第1号につきましては、補正前の額16億2,000万円に5,380万円を減額し、補正後の額を15億6,620万円とさせていただきます。

最初に表紙をめくっていただきまして、1、2ページの第1表につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきます。

3ページをごらんください。

第2表、地方債補正ですが、内容は後ほど事項別明細書4ページのところでご確認いただきたいと思いますが、まず、簡易水道事業債につきましては、今回20万円の減額をさせていただいております。これにつきましては、簡易水道事業に見込んでおりましたところでございますが、国庫補助事業の減額交付決定に伴う事業費調整等によりまして総額で3,250万円の減額となっております。また、本年度から公営企業会計の適用に直接必要な経費が、財政措置として公営企業債の対象となりましたので、当初予算で一般財源として計上しておりました臨時雇用賃金、公営企業法適用調査等委託料、経営変更認可申請図書作成委託料に係る費用を新規で3,230万円追加して、合計20万円の減額としております。それに伴いまして、民間等資金を活用するため、補正後の償還方法、4行目、及び半年賦元金均等償還の記載を追加しております。

次に過疎対策事業債につきましては、全体で3,260万円を減額させていただくものでございます。これにつきましては、簡易水道事業債でも申し上げましたように国庫補助事業の減額交付決定に伴う事業費調整等によりまして減額させていただくものです。なお、先ほど説明させていただきました簡易水道事業債の公営企業会計の適用に要する経費に係る起債3,230万円につきましてはの交付税の算入は、元利償還金の50%となっております。

それでは、歳入につきまして、事項別明細書の3ページをごらんください。

3款1項1目施設整備費国庫補助金につきましては、補助金要望に対しまして減額交付決定となったため、総額で3,460万6,000円を減額するものです。

内訳といたしましては、丹波・瑞穂地区の水道施設整備費国庫補助金が1,155万9,000円の減額とし、交付決定率は64.4%となっております。和知地区の簡易水道施設

整備費国庫補助金が2,304万7,000円の減額とし、交付決定率は71.9%となっております。4款1項1目施設整備費府補助金につきましては、平成26年度事業費確定に伴うふるさとの水確保対策事業費府補助金を154万1,000円減額するものです。

6款2項1目基金繰入金につきましては、歳入額減額に伴い、基金繰入金を387万4,000円増額するものです。

7款1項1目繰越金は、794万8,000円となり、当初予算措置額50万円を差し引いた額744万8,000円を増額するものです。

8款1項1目雑入につきましては、京都府が実施されております下山の藤ヶ瀬橋等工事に、水道管が支障となりますので、その移設補償費として382万5,000円増額するものです。

9款1項1目簡易水道事業債は、第2表、地方債補正で説明いたしましたとおり、総額で借入額を3,280万円減額するものです。

次に、歳出の主な項目につきまして、事項別明細書の5ページをごらんください。

1款水道管理費、1項1目一般管理費、人件費関係につきましては、各費目ごとに計上しておりますが、人事異動等に伴う見直しであり、総額25万1,000円の減額となっております。

9節旅費11万2,000円、14節駐車場使用料1万5,000円、19節研修会負担金24万6,000円、合計37万3,000円につきましては、人事異動に伴いまして、水道技術管理者が1名減となりましたので、1名の資格取得講習に係る費用を計上しております。

12節役務費手数料につきましては、旧施設等に置かれておりました水道資材等を廃棄するため225万円を増額計上しております。

13節委託料ですが、京都府が実施されております下山の藤ヶ瀬橋、国土交通省の新水戸交差点改良工事に伴う水道管移設設計費を600万円増額計上しております。

15節工事請負費ですが、委託料でも説明いたしましたが、下山藤ヶ瀬橋、新水戸交差点改良に伴う水道管移設工事として、1,465万円増額計上しております。

25節積立金は、前年度繰越金の確定により218万3,000円を増額計上しております。

27節公課費は平成26年度の消費税納付額確定に伴い、1,284万9,000円を増額するものです。

2款施設費、1項1目水道施設費ですが、上水道事業では第2表、地方債補正で説明しま

したとおり国庫補助事業の減額交付決定に伴う事業費の見直し等を行い、新たに八田地区のポンプ場の取付管の設計等を先行すべく、委託料として550万円を増額計上し、工事請負費につきましては、鎌谷中ポンプ場工事を次年度工事とするなどによりまして4,547万2,000円を減額しております。この地区のガス移転補償費につきましては、道路改良工事の際、集中配管から個別設置にされ不要となりましたので、300万円の減額としております。

2目簡易水道施設費ですが、簡易水道事業におきましても交付決定に伴い、西部地区の委託料見直し441万4,000円の減額とし、工事請負費につきましても西部低区配水池築造工事の入札差金や西部地区配水管の利用箇所見直しにより4,475万8,000円の減額としております。

以上、まことに簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第77号 平成27年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算（第1号）につきましては、補正前の額9億5,700万円の1,728万円を追加し、補正後の額を9億7,428万円とさせていただくものでございます。

最初にページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページをごらんください。

まず、歳入について説明させていただきます。

1款1項1目下水道事業費分担金につきましては、特定環境保全公共下水道事業費分担金として、6件新規加入がございましたので、既決予算を差し引いた259万2,000円を増額させていただくものでございます。

6款1項1目繰入金につきましては、繰越金の確定等に伴いまして各事業における収支の均衡を図り、合わせまして646万3,000円を増額するものです。

7款1項1目繰越金は、512万5,000円となり、当初予算措置額40万円を差し引いた額472万5,000円を増額するものです。

8款1項1目雑入につきましては、水道と同じく京都府が実施されております下山の、藤ヶ瀬橋の工事の支障物件移転補償費を350万円増額するものです。

次に歳出の主な項目につきまして、事項別明細書の5ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費人件費関係につきましては、各費目ごとに計上しておりますが、人事異動等に伴う見直しであり総額で28万円の増額となっております。

2款1項1目施設整備費ですが、公共下水道施設整備事業では、委託料として水道と同じく京都府が実施されております下山の藤ヶ瀬橋工事に伴う下水道管移設設計費を400万円

増額計上しております。工事請負費につきましても、藤ヶ瀬橋の下水道管移設工事として300万円を増額しております。

2目施設管理費ですが、公共下水道施設管理事業の需用費修繕料といたしまして、施設の老朽化に伴い、上豊田処理施設の曝気機、瑞穂処理施設の脱水機の修繕費用が必要となりましたので、修繕料として1,000万円の増額をしております。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 続きまして、議案第78号 平成27年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算に7万2,000円を追加しまして補正後の額を31万5,000円とすることをお願いしております。

それではページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

3款繰越金1節前年度繰越金としまして、決算額9万3,000円を見込み、差額の7万2,000円を、計上をするものでございます。

次に事項別明細書4ページの歳出でございますが、25節の財政管理調整基金積立金としまして、歳入と同額の7万2,000円を、今回積み立てをさせていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第78号 平成27年度京丹波町高原財産区特別会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 川島瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（川島勇人君） 議案第79号 平成27年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算第1号は、補正前の額546万5,000円に、89万円を追加し、補正後の額を635万5,000円とさせていただくものでございます。

まず、歳入でございますが、表紙から4枚めくっていただいて、事項別明細書3ページをごらんください。

2款繰入金、1目基金繰入金、1節財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正額の不足分を補うため、11万1,000円を増額し、186万9,000円とするものでございます。

3款繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金につきましては、平成26年度からの繰越金

確定により8万9,000円を増額し106万9,000円とするものでございます。

4款諸収入、1目雑入、1節雑入でございますが、関西電力高圧線下の保安伐採に伴う立木補償費として69万円を増額し、雑入として115万円を増額するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、最終ページとなる4ページをごらんください。

1款総務費、2目財産管理費、22節補償補填及び賠償金におきましては、歳入の雑入における立木補償費相当額の69万円を増額し、70万円を該当の区へ支出するものでございます。

3目諸費、19節負担金補助及び交付金につきましては、三ノ宮地域振興事業補助金を20万円増額し、65万円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） それでは、続きまして、議案第80号 平成27年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

病院事業会計におきましては、最初に全体の補足説明を申し上げまして、その後、医療施設ごとの補足説明をさせていただきます。

まず、病院事業会計の全体の補正予算につきましては、収益的支出の補正としまして、補正額をゼロ円とするものでございます。

また、資本的収支におきましては、資本的収入の補正額として2,733万円を追加し、補正後の資本的収入額を2億6,356万5,000円とし、資本的支出では、補正額3,000万円を追加して、補正後の資本的支出額を2億8,313万5,000円にすることをお願いするものでございます。

支出に対して収入が不足する額267万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填することとするものでございます。

また、めくっていただきまして、4条予算の企業債の補正につきましては、補正額として2,350万円を追加し、補正後の額を1億3,140万円とすることをお願いするものでございます。

当初予算、第7条で定めております議会の議決を得なければ、流用することのできない経費のうち、職員給与費につきましては48万5,000円を追加いたし、職員給与費の補正後の額を、6億1,070万円とすることをお願いするものでございます。

それでは施設ごとに申し上げます。

補正予算（第1号）説明書の1ページからでございます。

めくっていただきまして、まず、収益的支出における、京丹波町病院におきましては、病院事業収支の補正額としてはゼロ円とするものでございます。

なお、収益的支出における目の給与費におきまして、職員らの人件費関係の関係の所要額の精査を行うものでございます。

次に、同じく収益的支出の和知診療所でございますが、補正額はゼロ円とするものでございます。

なお、収益的支出における目の内容としましては、目1給与費の職員らの人件費関係の所要額の精査を行い、目2の材料費の薬品等に34万5,000円の減額を行いまして、目3経費では、主なものとして健診用の更衣ロッカー、机、いす等に45万円の増額を行い、委託料での機器保守料の精査を行いまして、59万円の減額をいたし、これらをまとめて和知診療所事業費用としましては、補正額差し引きゼロ円としてお願いするものでございます。

次に、めくっていただきまして、3ページでございますが、資本的収入における京丹波町病院の企業債に2,350万円の追加をお願いし、また補助金として空調設備の改修事業に一般社団法人温室効果ガス審査協会から383万円の補助金を受けることとし、補正額合計を2,733万円の追加をお願いし、補正後の額を2億4,152万3,000円とお願いするものでございます。

資本的支出におきましては、京丹波町病院の項2建設改良費につきまして、空調設備高効率化改修事業に650万円を、また、電子カルテ更新事業の附帯設備としまして、健診システム、リハビリシステムの導入及びフィルムのかわりにデジタル画像としてデータベース化する医療用の画像の管理システムのPACSバージョンアップ費用に計2,350万円を補正追加し、補正額合計3,000万円を計上させていただくものでございます。

なお、これらの支出に対しまして、収入が不足する額の267万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填することとするものでございます。

以上、病院事業会計補正予算に係る補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） これより暫時休憩をいたします。午後は、1時15分からということで、よろしくお願い致します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

東君。

○11番（東まさ子君） 11番、東です。

承認第4号の専決処分の承認を求めることについての私の質問について訂正をお願いしたいんですけど、よろしいですか。

○議長（野口久之君） はい、どうぞ。

○11番（東まさ子君） 私、質問で、利用料が1割から2割に変わる方の判定基準について、単身者の場合、所得が28万円と言いましたが、収入金額でございましたので、訂正をさせていただきます。

○議長（野口久之君） はい。

谷口会計管理者。

○会計管理者（谷口 誠君） 失礼いたします。

それでは、認定第1号、平成26年度京丹波町一般会計から認定第16号、平成26年度国保京丹波町病院事業会計までの16会計につきましてご説明をさせていただきます。長時間になりますが、どうかよろしく願いいたします。

まず、認定第1号、平成26年度京丹波町一般会計歳入歳出決算からご説明をさせていただきます。

1ページでございますが、実質収支に関する調書でございます。

平成26年度一般会計決算額は、歳入総額132億9,482万9,542円で、対前年度比5.4%の増。歳出総額129億7,359万3,367円で、対前年度比5.8%の増となりました。

歳入歳出差引額は、3億2,123万6,175円で、また、形式収支から繰り越し財源2億6,112万1,000円を差し引いた実質収支は、6,011万5,175円の黒字決算となったところでございます。

前年度の実質収支と比較した単年度収支は、373万1,004円の黒字となり、財政調整基金積立金を考慮した実質単年度収支につきましては、3億8,199万996円の赤字となったところでございます。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。事項別明細書14ページでございますが、1款町税は、総額17億2,107万7,032円で、前年度に比べ0.2%の減となりました。

税目別ですが、町民税では6億4,981万6,147円で、対前年度比0.1%の減、また、固定資産税は9億1,162万1,573円で、対前年度比0.4%の増となりまし

た。

町税の収入未済額は1億140万6,546円で、782万64円を不納欠損として個人町民税51人、法人町民税4件、固定資産税では90人、軽自動車税53人について地方税法に基づきまして処理をさせていただいたところでございます。

なお、徴収率につきましては、現年度分は98.9%、25年度は98.6%でしたので、0.3ポイントの上昇した結果となりました。

次に、16ページでございます。2款地方譲与税は8,996万3,000円で、対前年度比4.4%の減。3款の利子割交付金は381万9,000円で、対前年度比13.0%の減。4款配当割交付金は1,284万円で、対前年度比85.5%の大きな増となりました。5款株式等譲渡所得割交付金は725万円で、対前年度比33.7%の減。

次に、18ページ、6款地方消費税交付金は、1億7,948万4,000円で、対前年度比22.8%の増。7款ゴルフ場利用税交付金は6,013万2,800円で、対前年度比4.7%の減。8款自動車取得税交付金は1,895万9,000円で、対前年度比45.7%の大きな減となりました。9款地方特例交付金は340万9,000円で、対前年度比5.2%の増となりました。10款地方交付税につきましては、総額54億6,773万6,000円の収入で、普通交付税におきましては、48億8,013万5,000円で、対前年度比1.9%の減となりました。また、特別交付税につきましては、5億8,760万1,000円、対前年度比9.5%の減となりました。

次に、20ページの11款交通安全対策特別交付金は320万4,000円で、対前年度比11.6%の減。12款分担金及び負担金は、総額8,813万7,560円で、分担金が1,472万9,071円、負担金が7,340万8,489円の収入で、対前年度比15.1%の増となりました。

24ページでございますが、13款使用料及び手数料は、総額2億9,116万6,757円で、対前年度比0.7%の減となりました。

なお、丹波町農村情報連絡施設使用料4件で2万2,050円と、丹波町地域イントラネットシステム使用料2件で1万5,540円につきまして、地方税法第236条第1項の規定に基づきまして、不納欠損処理をさせていただいております。

次に、少しページを飛びまして、34ページでございます。14款国庫支出金は、総額12億6,605万1,644円で、対前年度比14.2%の増となりました。

次に、44ページ、15款府支出金は、総額8億1,614万7,041円で、対前年度比4.1%の減となりました。

次に、70ページでございます。16款の財産収入につきましては、7,993万4,627円で、対前年度比2.9%の増となりました。

74ページの17款寄附金は、702万3,000円で、対前年度比106.9%の大きな増となりました。これは、ふるさと応援寄附金が36件で421万5,000円の寄附をいただいております。また、消防施設整備事業寄附金として、2区から合わせて130万8,000円の寄附がありました。また、一般寄附金といたしまして、1件で150万円の寄附をいただいております、増額となっております。

次、18款繰入金につきましては、8億7,102万7,720円となり、対前年度比36.5%の増となっております。

76ページ、19款繰越金につきましては、25年度繰り越し事業分2億9,994万円を含め、3億5,632万4,171円でございます。

20款諸収入は、総額2億4,034万3,190円で、対前年度比29.0%の増となっております。

最後に、94ページでございますが、21款町債でございますが、総額17億1,080万円となり、前年度と比較しますと、36.3%の増額となりました。

これは、過疎対策事業債を活用した過疎地域自立促進特別基金積立事業債に1億410万円、道路改良事業債に6億3,950万円、グリーンランドみずほホッケー場改修事業債に2,450万円、また、合併特例事業債を活用した振興基金積立事業債に1億5,390万円、道路改良事業債に1億8,110万円、臨時財政対策債に4億1,130万円、また、災害復旧事業債に9,110万円などが主な要因となっております。

前年度に引き続き、交付税算入のある有利な地方債の活用や新規発行債の抑制を図り、行政改革大綱に掲げました実質公債費比率18%以下に取り組んできたところでございます。

なお、今年度は14.4%となり、前年度と同比率となっております。

以上で一般会計歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出につきまして説明をさせていただきます。

100ページからでございます。

1款議会費の総額は、1億210万6,011円で、対前年度比3.2%の増となりました。

次に、102ページ、2款総務費の総額は、25年度からの繰越事業分を含めまして、20億1,424万2,013円で、対前年度比23.1%の減となりました。

総務費の主な事業といたしましては、5目財産管理費ですが、113ページ、土地の購入

費でございます。まちづくり推進事業用地購入費として須知地内6筆、曾根地内2筆及び住宅用地造成事業用地購入費として橋爪地内10筆、中台地内3筆を購入し、3億6,798万2,000円を支出いたしております。これによりまして、土地開発公社先行取得用地の全ての用地を買い戻すことができました。

次に、積立金では、財政調整基金に3,427万8,000円、合併特例債を活用した振興基金に1億6,461万8,000円、先行取得用地活用対策基金に4,860万2,131円、過疎地域自立促進特別基金に1億410万円などを積み立てて、合計が3億5,258万6,131円を積み立てております。

次に、118ページでございます。

9目諸費では、グリーンランドみずほ管理運営委託費に2,000万円、和知駅振興委託料として270万円を支出いたしております。また、グリーンランドみずほホッケー場改修工事費として1億9,116万5,028円を支出しております。

10目交通対策費では、123ページでございますが、町営バス運行事業特別会計繰出金として6,400万円の繰り出しを行っております。

次に、122ページ、11目地域振興事業費では、14地区の事業に対しまして、コミュニティ活動助成として自治振興補助金650万8,000円、また、協働のまちづくりを推進し、住民自治組織の組織化を支援する住民自治組織まちづくり交付金を7団体に162万2,700円を交付しております。

次に、12目電算管理費では、125ページでございますが、電算保守管理委託料に1,471万5,444円、また、システム改修委託料として1,005万1,020円を支出いたしております。また、町村会システムサポート負担金として981万8,000円などを支出いたしております。

次に、2目賦課徴収費では、131ページでございますが、固定資産評価替えに係る固定資産宅地評価見直業務委託料に680万850円、また、京都地方税機構負担金として1,208万4,221円を支出いたしております。

次に、132ページからの4項選挙費でございますが、全体で2,449万3,750円を支出しております。その内訳といたしまして、京都府知事選挙費では742万3,743円、衆議院議員総選挙費では1,350万9,389円、京都府議会議員選挙費では305万5,539円などを支出いたしております。

なお、総務管理費におきましては、5,960万5,000円を27年度に繰り越しております。

次に、140ページからの3款民生費の総額は22億9,447万1,946円で、対前年度比0.3%の減となったところでございます。

1項社会福祉費では、高齢者や障害をお持ちの皆さんが住みなれた地域で安心して自立した日常生活を営むことができる環境づくりのために17億642万2,626円を支出しております。主な事業といたしましては、障害者自立支援事業や各種医療費給付事業等の扶助費をはじめ、民生児童委員協議会活動補助金、社会福祉協議会専任職員等補助金、シルバー人材センター運営補助金等各種補助金を支出したほか、消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、臨時的な給付措置として臨時福祉給付金事業に取り組みました。

また、153ページでは、後期高齢者医療広域連合に共通経費及び医療給付費負担金、合わせて1億9,847万9,291円を支出いたしております。

また、各特別会計への繰出金として、少しページを戻っていただきまして、145ページでございますが、国民健康保険事業特別会計繰出金として1億1,741万9,649円、155ページでは、介護保険事業特別会計繰出金に3億6,552万9,480円、後期高齢事務費及び後期高齢保険基盤安定繰出金に7,040万1,741円を合わせて、5億5,335万870円となっております。

2項、児童福祉費につきましては、次代を担う子どもたちの健やかな育成を願って、5億8,784万9,320円を支出しております。主なものといたしましては、すこやか祝金やファミリーサポート事業委託料、チャイルドシート購入助成金、また、消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を鑑み、緩和するとともに、消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金事業に取り組みました。

159ページからの扶助費では、中学生までの医療費助成、すこやか子育て医療給付費や児童手当を支給しております。

3目保育所費につきましては、保育所運営に要する経費として総額3億1,349万5,240円を支出いたしました。

なお、児童福祉費におきましては、546万3,000円を27年度に繰り越しております。

次に、164ページ、4款衛生費は、総額15億17万5,704円で、対前年度比0.4%の減となりました。

1項保健衛生費につきましては、町民一人ひとりが健康寿命を延ばし、いつまでも健やかで心豊かな生活を送れるように、特定健診をはじめとする各種健診、健康相談事業、各種予

防接種事業に係る経費を支出いたしております。

170ページ、4目環境衛生費では、環境保全、地球温暖化対策として、173ページでございますが、個人が設置された浄化槽37基に対しまして、設置補助金514万4,000円を、また、住宅用太陽光発電システム設置補助金として、18件で205万2,000円を支出するとともに、浄化槽市町村整備推進事業分といたしまして、下水道事業特別会計に5,093万6,000円の繰り出しを行っております。

次に、5目診療所費では、医療施設の運営に係る経費といたしまして、175ページですが、南丹病院負担金として1,766万2,000円、京丹波町病院に補助及び出資金として総額3億5,688万4,176円を支出いたしております。

また、衛生費からは、火葬場維持管理並びに塵芥・し尿処分に係る分担金といたしまして、船井郡衛生管理組合に総額2億4,034万4,890円を支出しております。

178ページ、3項でございますが、上水道費では繰出金として水道事業特別会計へ5億3,579万5,000円の繰り出しを行っております。

5款労働費につきましては、義務的経費といたしまして、4万167円の支出をしております。

次に、6款農林水産業費は、25年度からの繰越事業分を含めまして、総額13億8,025万9,328円で、対前年度比3.9%の増となりました。

1項農業費では、主なものといたしまして、182ページでございますが、3目農業振興費では、183ページからの有害鳥獣被害防止の関係事業費につきまして、有害鳥獣捕獲報償金、広域捕獲委託料並びに有害鳥獣被害防止施設設置工事費等を合わせまして、6,473万1,978円の支出をしております。

それと、農業公社運営補助金として1,750万円、農地保全多面的機能の増進を図るための協定をした71集落と1個人に対しまして、中山間地域等直接支払交付金に1億1,405万6,903円、特産物等作付奨励金に1,321万2,664円、それと多面的機能支払交付金市町村負担金事業として、施設の長寿命化負担金を47組織に、また、農地維持支払交付金等負担金を51組織に、合わせまして2,348万4,849円を支出いたしております。

また、京力農場プラン事業では、青年就農給付金として9人の方に1,350万円、また、集落営農発展型農場づくり事業補助金では、1,217万2,000円などを支出いたしております。

ほんまもん京ブランド産地支援事業補助金では、パイプハウス9棟分の補助事業分等とし

て2, 107万1, 000円を支出いたしました。

次に、4目畜産業費では、191ページでございますが、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業では、跡地解体撤去工事費として7, 107万5, 880円を支出いたしております。また、畜産振興対策事業といたしまして、堆肥による土づくり事業補助金579万3, 630円を支出いたしております。

次に、5目農地費の工事請負費では、ため池改修工事費として安栖里区の豊昌池の改修工事費に5, 957万2, 800円、また、農林漁業事業補助金では、営農組織等が農業振興を図る目的で、農業施設機械整備等の経費に対する補助金、また、平成25年度に大きな被害をもたらしました台風18号及び昨年大きな被害をもたらしました台風11号、8月豪雨において被災した農地、農業用施設の復旧事業に対し補助金を交付いたしました。一般分では17件で、災害分が216件の申請がありまして、合わせまして1億8, 329万3, 000円を支出いたしております。

また、農業集落排水事業分として、下水道事業特別会計に1億9, 254万円の繰り出しを行っております。

194ページからの7目農村情報施設管理費では、197ページの委託費として、CATV施設保守点検管理等委託料、インターネット接続委託料、施設維持管理委託料等を合わせまして、1億3, 192万2, 605円を支出し、農業費の支出総額は、12億2, 651万8, 307円となりました。

なお、農業費におきまして、2, 575万円を27年度に繰り越しております。

次に、2項林業費でございますが、2目林業振興費では、203ページの工事請負費では、林道管理塩谷長谷線開設工事費に2, 685万2, 920円などを支出したほか、負担金補助及び交付金では、森林組合、生産森林組合への助成、林業の担い手支援として緑の担い手育成事業や林業労働者新共済事業補助金、放置林の整備を支援するための森林整備地域活動支援交付金、美しい森林づくり基盤整備交付金など、4, 521万8, 259円を支出し、林業費の支出総額は1億5, 185万2, 021円となりました。

なお、林業振興費につきまして、9, 277万5, 000円を27年度に繰り越しております。

次に、204ページの7款商工費は、総額7億4, 629万8, 805円で、対前年度比613.4%の大きな増となりました。これは、機構改革により商工観光課が設置され、事業の拡大が図られたためでございます。

2目商工振興費では、209ページでございますが、商工会小規模事業経営支援事業に1,

866万6,000円、中小企業信用保証料補給金に400万282円、営業資金融資利子補給金に164万833円、プレミアム商品券発行事業補助金に70万円、企業立地奨励金に458万5,189円などを支出し、また、第三セクター、丹波地域開発株式会社に対し、商業集積施設経営安定化補助金として3億2,529万円、また、土地の購入費として2億8,171万円の支出をいたしております。

なお、商工振興費におきまして、3,654万1,000円を27年度に繰り越しております。

また、3目観光費では、211ページからですが、質志鐘乳洞、わち山野草の森などの観光施設等への管理委託料などを合わせまして、3,671万8,049円となり、観光費の総額は7,265万5,220円となりました。

なお、観光費におきまして、4,343万円を27年度に繰り越しております。

次に、212ページ、8款土木費でございますが、25年度からの繰越事業を含めまして、総額18億9,353万1,023円で、対前年度比27.2%の増となりました。

2項道路橋梁費の2目道路維持費では、217ページの工事請負費でございますが、町道106路線において維持修繕工事と20路線で交通安全施設整備工事を行い、合わせまして5,867万3,320円を支出いたしております。

次に、216ページ、3目道路新設改良費では、社会資本整備総合交付金、電源立地地域対策補助金をはじめとして、単独事業を含めた改良工事等の実施、また、丹波パーキングエリア（仮称）と一体的な地域振興拠点整備事業として京丹波町地域振興拠点施設整備事業建物工事費、町道古墳公園線舗装工事費、調整池整備工事費、道の駅「京丹波 味夢の里」整備工事費等合わせまして、14億2,687万5,077円を支出いたしております。

なお、道路新設改良事業につきまして、5億564万円を27年度に繰り越しております。

次に、220ページからでございますが、3項河川費の1目河川総務費では、河川修繕工事費として7河川の修繕及び1河川の浚渫に1,199万9,880円を支出いたしました。

5項下水道費では、222ページでございますが、特定環境保全公共下水道事業分として2億3,737万7,000円を下水道事業特別会計に繰り出しております。

6項住宅費では、225ページでございますが、住宅改良補助金として111件に781万2,000円、また、地域再建被災者住宅等支援補助金として4件で155万9,000円を支出いたしております。

なお、住宅管理費につきまして、800万円を27年度に繰り越しております。

次に、224ページ、9款消防費は、総額3億9,923万9,016円で、対前年度比

0. 8%の減となりました。

1 目常備消防費では、京都中部広域消防組合負担金として2億5,761万4,000円を支出いたしております。なお、本町の負担率は13.94%となっております。

228ページの3目でございますが、消防施設費では、防火水槽2基の設置や小型動力ポンプ付積載車3台の更新等に4,024万4,714円を支出いたしております。

次に、230ページ、10款教育費でございますが、総額7億590万8,676円で、対前年度比0.4%の減となりました。

1 項教育総務費につきましては、事務局経費並びに学童保育事業に係る経費などで1億6,141万8,038円を支出いたしております。

236ページの2項小学校費でございますが、児童の安心・安全な教育環境の整備を図るため、1億2,050万3,954円を支出いたしております。

1 目学校管理費の237ページからでございますが、設備保守点検管理等委託料に572万8,939円、機器物品等借上料に464万5,655円などを支出いたしております。

2 目教育振興費では、241ページでございますが、学習支援事業に係る指導員等の雇用賃金といたしまして、1,238万4,929円を支出、また、要保護・準要保護及び特別支援に460万7,958円の就学援助を行い、保護者の負担軽減を図ったところでございます。

3 項中学校費につきましては、1 目学校管理費の245ページでございますが、設備保守点検管理等委託料に278万8,532円を支出いたしております。

246ページからでございますが、2 目教育振興費につきましては、小学校と同じく学習支援、教諭の配置、学力診断テストを実施するなど、生徒の学力充実を目指した取り組みを進めてまいりました。

また、249ページでございますが、要保護・準要保護及び特別支援に590万1,454円の就学援助を行っております。

5 項社会教育費では、257ページでございますが、社会教育の充実・推進を図るため、女性の会や人権啓発推進協議会など9団体に339万8,000円を支出しております。

6 項保健体育費、2 目体育施設費では、263ページの工事請負費といたしまして、和知B&G海洋センタープールの改修工事費に1,231万2,000円、また、下山グラウンド管理施設等改修工事費に313万2,000円を支出いたしております。

なお、体育施設費につきましては、1,556万円を27年度に繰り越しております。

次に、266ページ、11款災害復旧費につきましては、平成25年度に大きな被害をも

たりました台風18号及び昨年に大きな被害をもたらしました台風11号、8月豪雨において被災しました農道、農地、林道、河川の復旧事業に総額3億9,307万9,982円を支出いたしております。

なお、災害復旧費について、2億3,903万6,000円を27年度に繰り越しております。

次に、268ページ、12款公債費でございますが、総額15億4,424万694円で、対前年度比0.2%の減となったところでございます。

平成18年度から実質公債費比率抑制に向けて取り組み、26年度の実質公債費比率は14.4%になりました。財政状況厳しい中、今後とも地方債発行の抑制に取り組むなど、財政の健全化に努めてまいります。

以上、一般会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第2号 平成26年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。

272ページからでございます。

歳入総額は19億9,629万936円で、対前年度比2.6%の減、歳出総額は19億7,629万8,371円で、前年度に比べ1.3%の減となりました。平成26年度につきましては、前年度と比べ、国保税、療養給付費交付金、前期高齢者交付金など減額となったものの、直営診療施設繰出金、また、国、府への返還金が減額となったことから、国保運営基金からの繰り入れは行わずに済んでおりますし、歳入から歳出を差し引きました形式収支、実質収支ともに1,999万2,565円の黒字決算となりました。

それでは、歳入でございますが、主な科目につきまして説明をさせていただきます。

事項別明細書の281ページからでございます。

1款国民健康保険税は、総額3億7,824万5,454円で、対前年度に比べ2,440万9,682円の減、6.1%の減となりました。徴収率は現年度分で94.9%、過年度分で25.3%となり、前年度と比較し、現年度分で0.5ポイントの上昇となりました。過年度分では5.0ポイントの低下となっております。

なお、地方税法の規定に基づきまして、78人で1,169万2,878円の不納欠損処理をさせていただいております。

283ページ、3款でございますが国庫支出金では、総額4億7,966万706円で、対前年度比6.3%の増。

285ページ、14款療養給付費交付金は総額9,744万5,857円で、対前年度比

34. 3%の減。

5款前期高齢者交付金は、総額5億5,919万5,380円で、対前年度比2.2%の減。

6款、府支出金は、総額1億2,046万9,823円で、対前年度比6.8%の増。

287ページ、7款でございますが、共同事業交付金は、総額1億9,015万5,819円で、対前年度比0.2%の増。

9款繰入金は、一般会計からの繰入金で、1億1,741万9,649円で、対前年度比8.2%の増となりました。

続きまして、歳出の主な科目につきまして説明をさせていただきます。

ページを少し飛びまして、297ページからでございます。

2款保険給付費は、総額13億4,305万2,292円で、対前年度比0.9%の減となりました。療養給付費における一般被保険者の年間平均は4,337人で、一人当たりの医療費は34万9,334円と、前年度に比べ1万4,261円の増、退職被保険者の年間平均は286人で、一人当たりの医療費は28万7,469円で、前年度に比べ9万4,658円の減額となったところでございます。

続いて、301ページ、3款でございますが、後期高齢者支援金は、総額2億5,164万1,140円で、対前年度比3.8%の増、303ページでございますが、6款介護納付金は、総額1億620万9,609円で、対前年度比0.7%の増、7款共同事業拠出金は、総額1億8,933万7,642円で、対前年度比9.7%の増となっております。

305ページでございますが、8款保健事業費では、総額3,243万8,509円で、対前年度比13.0%の減となりました。

309ページでございますが、11款諸支出金は、総額3,436万4,725円で、対前年度比52.6%の減となりました。諸支出金には主なものといたしまして、平成25年度分の国・府支出金等の返還金として1,641万6,425円を支出し、312ページでは、京丹波町病院事業会計への繰出金として1,527万5,000円を支出しております。

また、繰出金の内訳といたしましては、京丹波町病院分として、直営診療施設整備分、医療用機械器具購入費に270万円、和知診療所分としてへき地診療所運営費分に996万7,000円、また、歯科診療所分としてへき地診療所運営費分に234万9,000円及び直営診療施設整備分、医療用機械器具購入費に25万9,000円の支出の繰り出しを行っております。

以上、国民健康保険事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号 平成26年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明をさせていただきます。

313ページからでございます。

歳入総額2億1,478万2,887円で、対前年度比4.4%の増。歳出総額2億1,203万7,497円で、対前年度比4.8%の増。形式収支、実質収支ともに274万5,390円の黒字決算となりました。

歳入につきましては318ページの事項別明細書からご説明をさせていただきます。

主な歳入科目ですが、1款保険料は、特別徴収、普通徴収合わせまして、1億3,868万7,392円、対前年度比0.8%の増となりました。

なお、収入未済額欄につきましては、収入未済額の中に過誤納金を含んでおりますが、これは過誤納金の還付が日数を要し、年度末の発生分につきましては翌年度の還付となるためでございます。実質の徴収率は現年度分で99.9%となったところでございます。

3款繰入金では事務費、保険基盤安定分を合わせまして、一般会計から7,040万1,741円を繰り入れております。

主な歳出につきましては、322ページ、2款でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金では、4月から3月までの保険料負担金として1億3,935万2,738円、保険基盤安定負担金として6,824万583円を支出しております。

3款保健事業費では、325ページでございますが、人間ドック助成金を41件分で150万2,667円を支出しております。

以上、後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第4号 平成26年度介護保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算について説明をさせていただきます。

326ページからでございます。

歳入総額は、20億9,076万1,615円で、対前年度比5.4%の増、歳出総額は、20億6,306万8,843円で、対前年度比4.5%の増となり、形式収支、実質収支ともに2,769万2,772円の黒字決算となりました。

介護保険の状況でございますが、27年3月末で第1号被保険者数は5,849人で、総人口1万5,405人に占める割合は38.0%となったところでございます。また、要介護認定者数は、第1号、第2号被保険者合わせまして1,153人、居宅介護サービス受給者は664人で、認定者の57.6%、施設介護サービス受給者は265人で、認定者の23%となっております。

歳入につきましては、事項別明細書 333 ページからでございますが、主なものとしまして、1 款保険料は、総額 3 億 5,561 万 6,000 円で、対前年度比 1.1% の増、現年度分の徴収率は 99.1% となったところでございます。

また、介護保険法第 200 条の規定により、110 人分 226 万 4,600 円の不納欠損処理をさせていただいております。

次に、3 款国庫支出金でございますが、総額 5 億 4,368 万 1,392 円を支出しております。

335 ページ、4 款でございますが、支払基金交付金では 5 億 8,972 万 1,216 円、5 款府支出金では 3 億 1,552 万 7,439 円を受け入れをいたしました。

337 ページ、7 款繰入金では、一般会計から 2 億 7,752 万 9,480 円を繰り入れをいたしております。

なお、介護保険給付費準備基金からの繰り入れは行っておりません。

3 款の国庫支出金、5 億 4,368 万 1,392 円は受け入れの分でございます。済みませんでした。

主な歳出といたしましては、343 ページでございますが、2 款保険給付費でございますが、居宅介護、施設介護等の 1 項介護サービス等諸費といたしまして、17 億 5,939 万 550 円、304 ページ、2 項介護予防サービス等諸費 5,703 万 9,539 円など、保険給付費総額は、19 億 7,292 万 2,757 円を負担したところでございます。前年度と比べまして、7,441 万 7,827 円の増額、対前年度比 3.9% の増額となりました。

続きまして、347 ページの 3 款でございますが、地域支援事業費では、ミニデイサービス事業委託料など介護予防支援事業に総額 4,900 万 5,846 円を支出いたしております。

以上、介護保険事業特別会計事業勘定の説明とさせていただきます。

続きまして、平成 26 年度介護保険事業特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。

355 ページからでございます。

歳入総額は 701 万 9,710 円で、対前年度比 5.8% の増、支出総額は 613 万 6,066 円で、対前年度比 6.9% の減となり、形式収支、実質収支ともに 88 万 3,644 円の黒字決算となりました。

360 ページからでございますが、歳入でございます。

1 款サービス収入は、居宅支援サービス計画費収入と委託費直営件数を合わせまして、1,

646件で、697万3,500円の収入でございます。

362ページ、歳出につきましては、2款事業費が主なものでございまして、歳入で受け入れました町内8、町外5の事業者への介護予防サービス計画作成委託料に522万4,240円が主な支出でございます。

以上、介護保険事業特別会計サービス事業勘定の説明とさせていただきます。

続きまして、平成26年度介護保険事業特別会計老人保健施設サービス勘定歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

364ページからでございます。

歳入総額は1億6,473万6,453円、歳出総額は1億6,434万3,477円で、形式収支、実質収支ともに39万2,796円の黒字決算となりました。

施設の利用状況は、入所の延べ利用者数が3,861人で、1日当たりの介護報酬は11万6,653円、短期入所の延べ利用者数は1,452人となりました。

歳入の主なものといたしましては、369ページ、1款サービス収入では、居宅介護が1,833万3,877円、施設介護が4,257万8,379円など、合わせまして6,091万2,256円の収入となりました。

3款繰入金では、一般会計から8,800万円を繰り入れております。

次に、歳出でございます。

373ページ、1款総務費では、医師、看護師、介護支援専門員等の人件費及び施設の運営経費といたしまして、1億4,741万3,114円を支出いたしております。

375ページ、2款、介護サービス事業費では、医薬材料費、給食業務委託料など、1,693万363円を支出いたしております。

以上、介護保険事業特別会計老人施設サービス勘定の説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） これより暫時休憩いたします。2時25分まで。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

○会計管理者（谷口 誠君） 引き続きお世話になります。よろしく申し上げます。

続きまして、認定第5号 平成26年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明をさせていただきます。

379ページからでございます。

歳入総額13億5,276万9,411円で、対前年度比9.9%の減、歳出総額12億

9, 319万1, 042円で、対前年度比12.6%の減となりました。歳入から歳出を差し引きました形式収支は5, 957万8, 369円、翌年度へ繰り越すべき財源5, 163万円を差し引きました実質収支額は794万8, 369円となり、形式収支、実質収支ともに黒字決算となりました。

平成26年度末での給水件数は6, 952件、給水人口は1万5, 341人となったところでございます。

歳入につきましては、事項別明細書384ページから、ご説明をさせていただきます。

1款、分担金及び負担金、1項、分担金につきましては、新規加入38件、1, 123万2, 000円の収入で、対前年度比9.7%の増となりました。

2款、使用料及び手数料の水道使用料は、総額5億290万9, 654円の収入で、対前年度比0.8%の増となりました。

また、現年度分の徴収率は97.8%となったところでございます。

なお、収入未済額は8, 932万6, 701円となっております。また、10件分、852万1, 850円の不納欠損処理をさせていただいております。

3款、国庫支出金では、水道施設整備並びに簡易水道施設整備費補助金で、総額4, 559万1, 000円、府支出金では、ふるさとの水確保対策事業費補助金1, 810万4, 800円をそれぞれ受け入れております。

386ページ、6款、繰入金では、一般会計から5億3, 579万5, 000円、水道基金から2, 500万円を繰り入れております。対前年度比8.8%の増となっております。

388ページ、9款、町債は、統合簡易水道事業の財源として、1億8, 800万円を借り入れました。

続きまして、390ページの歳出でございます。

1款、水道管理費は、人件費、水道施設の維持管理経費をはじめ、393ページ、工事請負費では、町道蒲生野南北線配水路整備に伴う水道管移設工事費等、また、100件の維持補修工事代金など、4, 323万5, 166円を支出しております。

395ページ、積立金では、水道事業基金など、2, 281万7, 000円の積み立てをいたしております。なお、工事請負費におきまして、3, 600万円を平成27年度に繰り越しております。

次に、394ページ、2款、施設費、1目、水道施設費では、平成25年度繰り越し事業を含めまして、丹波瑞穂地区の統合簡易水道整備工事代金として、1億3, 140万3, 600円を支出いたしております。

2目、簡易水道施設費では、平成25年度繰り越し事業を含めまして、和知地区の統合簡易水道工事代金として、6,143万7,880円を支出しております。

なお、施設費におきまして、1,563万円を平成27年度に繰り越しをいたしております。

396ページ、3款、公債費では、7億216万4,164円を償還いたしました。

以上、水道事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第6号 平成26年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、説明をさせていただきます。

398ページからでございます。

歳入総額が9億3,208万3,725円で、対前年度比1.9%の増、歳出総額は9億2,695万7,732円で、対前年度比3.4%の増となりました。歳入から歳出を差し引きました形式収支、実質収支ともに、512万5,993円の黒字決算となりました。

京丹波町の下水道の状況は、町内23処理区におきまして、計画戸数4,529戸、加入件数3,965戸、使用件数3,641戸で、施設使用率は91.8%となったところでございます。

また、合併処理浄化槽につきましては、設置対象基数が1,970基で、設置基数は1,415基、整備率は71.8%となりました。

それでは、歳入の主なものにつきまして、事項別明細書403ページから説明をさせていただきます。

1款、分担金及び負担金では、各事業の新規加入分担金、事業費分担金として、1,320万6,000円を受け入れております。

2款、使用料及び手数料、1項、使用料では、各事業合わせまして、2億5,330万3,461円の収入で、対前年度比3.9%の増となりました。現年度分の徴収率は97.6%となったところでございます。

なお、収入未済額につきましては、3,677万8,095円となっております。また、15件分、5万4,100円の不納欠損処理をさせていただいております。

407ページ、3款、国庫支出金では、農業集落排水事業国庫補助金として、1,930万円を受け入れております。

6款、繰入金では、一般会計からそれぞれの事業に総額4億8,085万3,000円を繰り入れております。

409ページ、9款、町債では、総額1億4,180万円を借り入れたところでございます。

す。

次に、歳出でございます。

413 ページ、2 款、下水道費では、総額 3 億 4, 887 万 1, 124 円を支出、主なものといたしまして、1 項、農業集落排水費では、416 ページでございますが、施設の維持管理に係る委託料として、船井郡衛生管理組合等に 5, 716 万 5, 078 円を支出いたしました。

2 項、公共下水道費では、施設の維持管理費に係る委託料として、420 ページですが、船井郡衛生管理組合などに 6, 940 万 8, 841 円を支出いたしております。

3 項、浄化槽市町村整備推進施設費では、422 ページですが、施設の維持管理に係る委託料として、船井郡衛生管理組合等に 9, 355 万 4, 512 円を支出いたしました。

3 款、公債費では、5 億 4, 358 万 1, 382 円を償還いたしております。

以上、下水道事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 7 号 平成 26 年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算につきまして、説明をさせていただきます。

425 ページからでございます。

歳入総額が 23 万 772 円、歳出総額 23 万 772 円で、形式収支、実質収支ともにゼロ円の決算となりました。

430 ページ、歳入につきましては、1 款、財産収入で、土地開発基金の利子 23 万 772 円を受け入れ、432 ページで、歳出において、土地開発基金に 23 万 772 円を繰り出しております。

以上、土地取得特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 8 号 平成 26 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算につきまして、説明をさせていただきます。

434 ページからでございます。

歳入総額 282 万 4, 267 円で、対前年度比 18.7% の増、歳出総額 280 万 5, 000 円で、対前年度比 18% の増となりました。形式収支、実質収支ともに 1 万 9, 267 円の黒字決算となりました。

439 ページ、歳入の主なものにつきまして、3 款、繰入金では、一般会計及び育英基金から 278 万 7, 000 円を繰り入れております。

441 ページ、歳出では、2 款、育英費につきまして、276 万円を、大学生 15 名、高校生 8 名に対しまして給付いたしております。

以上、育英資金給付事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第9号 平成26年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算につきまして、説明をさせていただきます。

443ページからでございます。

歳入総額1億590万7,580円で、対前年度11.7%の増、歳出総額1億557万3,338円で、対前年度比11.6%の増となりました。形式収支、実質収支ともに33万4,242円の黒字決算となりました。

平成26年度のバスの一般乗客数は、延べ人数で3万4,952人で、1日平均119人の利用となりました。

それでは、事項別明細書448ページ、歳入でございますが、1款、事業収入は、運賃収入で1,125万1,176円、スクールバス認定路線を受託運行しております受託収入は、1,874万2,450円、合わせまして、2,999万3,626円の収入となりました。

3款、繰入金では、一般会計から6,400万円の繰り入れを行っております。

452ページからの歳出でございますが、1款、事業費は、人件費及びバス等の維持管理運営費を主なものとしております。

なお、過疎対策事業債を活用して、バス2台の購入を行っております。総額9,891万9,382円を支出しております。

以上、町営バス運行事業特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、財産に関する調書につきまして、説明をさせていただきます。

456ページからの公有財産でございますが、土地建物の増減の状況のみ説明をさせていただきます。

458ページ、行政財産におけます土地及び建物でございます。

まず、その他の行政機関、警察（消防）施設でございますが、土地におきまして、橋爪防火水槽用地を取得し、96平方メートルの増加となりました。

公共用財産、公園、土地につきましては、双生運動公園用途廃止に伴い、普通財産に移管いたしましたので、6,005平方メートルの減少となりました。

建物、木造につきましては、同じく双生運動公園の用途廃止に伴い、管理棟を普通財産に移管いたしましたので、148平方メートルの減少となりました。

また、建物、非木造につきましては、同じく双生運動公園の用途廃止に伴い、倉庫を普通財産に移管いたしましたので、9平方メートルの減少となりました。

その他の施設につきましては、高屋川改修工事に伴い、下山小学校グラウンド用地の売却

及び町道への用地変更により、1,457平方メートルの減少、同じく、高屋川改修工事に伴う下山小学校グラウンド用地の現況面積の確定により、549平方メートルの増加、和知地区防火施設の西部低区配水池取得により、2,990平方メートルの増加分を差し引きいたしまして、2,082平方メートルの増加となりました。

また、建物、非木造につきましては、蒲生野団地前のストックヤード設置に伴い、90平方メートルの増加となっております。

460ページの普通財産におけます土地及び建物でございます。

公共用財産、その他施設、土地につきましては、土地開発公社から買い戻しました用地ですが、まちづくり推進事業用地の取得として、須知区内、曾根区内に1万1,440平方メートルの増加、また、住宅造成事業用地取得として、橋爪区内、中台区内に1万4,499平方メートルの増加、丹波地域開発株式会社からの商業集積施設用地取得として、1万4,929平方メートルの増加、双生運動公園用途廃止に伴い、行政財産から移管いたしまして、6,005平方メートルの増加、府道京丹波三和線用地取得として、21平方メートルの増加となりました。これを差し引きいたしまして、4万6,257平方メートルの増加となっております。

460ページの建物につきましては、双生運動公園用途廃止に伴い、管理棟を行政財産から移管いたしましたので、148平方メートルの増加、また、建物、非木造につきましても、双生運動公園の用途廃止に伴い、倉庫を行政財産から移管いたしましたので、9平方メートルの増加となりました。また、道の駅「京丹波 味夢の里」の建屋新設に伴い、4,179平方メートルの増加となっております。

続きまして、462ページ、出資による権利でございますが、まず、一般財団法人京都府森と緑の公社への出資金ですが、京都府森と緑の公社の再生計画許可決定の確定に伴い、公社解散、清算手続となりました。公社資産は、全て金融機関及び京都府への債務弁済に充てられ、残余財産がなく、市町村への出資金払い戻し請求権の全額につきまして、免責されることが確定となりました。

この内容に基づきまして、京丹波町財務規則第228条第2項第4号により、公社への出資金の全部が消滅したものとみなし、京丹波町財務規則第57条に基づき、不納欠損処分として処理をさせていただき、25万円の減額となりました。

また、グランベール京都ゴルフ倶楽部入会預託金につきましては、経営者の変更に伴いまして、2,050万円が町に返還されましたので、2,050万円の減額となり、合わせまして2,075万円の減額となっております。

次に、463ページの物品につきまして、説明をさせていただきます。

車両・船舶類では、消防車両4台の更新と4台の廃車、及び公用車6台の購入と2台廃車により、合わせて4台の増加となりました。

なお、公用車は町営バス2台の購入と2台の廃車を含んでおります。

事務用機械器具類では、総務課に投票用紙計数機1台の購入により1台の増加、機械器具類では、和知支所に除雪機1台、情報センターに雷害対策機器1台、教育委員会にプール清掃用掃除機1台とプール清掃用全自動ロボット1台、土木建築課に米粉食品対応製粉機1台の購入により5台の増加、軽機械・用具類では、和知給食センターに冷凍庫1台の購入と冷凍庫1台の廃棄、また、丹波給食センターに給湯器1台の購入と給湯器1台の廃棄によりまして、増減はゼロとなっております。

電気・通信器具類では、土木建築課に土木設計積算システムサーバー1台、教育委員会に下山小学校グラウンド音響設備1台、情報センターに文字放送自動読み上げシステム1台、気象情報デジタル化システム3台、IP告知放送システム監視サーバー8台の購入と、IP告知放送システム監視サーバー8台の廃棄に伴い、6台の増加、運動・娯楽用品類では、子育て支援課にスイングサポートフレーム1台の購入により、1台の増加、雑品類では、教育委員会に、小学校学習支援ソフト4台、小学校セキュリティーソフト4台、中学校学習支援ソフト4台、中学校セキュリティーソフト4台の購入により、16台の増加となっております。

次に、464ページの基金でございますが、現金の一般会計では、主なものといたしまして、財政調整基金では3億8,572万2,000円、先行取得用地活用基金では3億1,937万9,869円を取り崩しております。

なお、長年の懸念となっておりました先行取得用地につきましては、全て買い戻しをすることができました。

また、振興基金では、1億6,461万8,000円、過疎地域自立促進特別基金では、4,302万5,000円を積み立てております。

平成26年度末現在では、48億6,995万4,951円となりました。

以上、財産に関する調書の説明をさせていただきます。

続きまして、認定第10号 平成26年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明をさせていただきます。

なお、これから6つの財産区特別会計の決算説明をさせていただきますが、財産に関する調書は、説明を省略させていただきます。

466 ページからでございます。

歳入総額 179 万 5,798 円、歳出総額 171 万 7,042 円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに 7 万 8,756 円の黒字決算となったところでございます。

471 ページ、歳入でございますが、1 款、財産収入の主なものといたしましては、須知地区財産運用収入といたしまして、駐車場貸付料 13 万円、携帯電話通信鉄塔敷地料 27 万 1,416 円となっております。

2 款、寄附金では、枝打ち、間伐等の森林管理に係る寄附金といたしまして、39 万 3,500 円を受け入れております。

3 款、繰入金では、竹野地区におきまして 11 万 8,000 円の基金繰入を行っております。

475 ページ、歳出でございますが、須知地区では、委員報酬のほか、敬老祝賀式、区長会への補助金といたしまして、42 万 1,000 円を支出、また、財政管理調整基金に 16 万 5,000 円の積み立てを行っております。

竹野地区では委員報酬のほか、小学校卒業記念品の助成、また、財政管理調整基金に 68 万 7,944 円を積み立てております。

以上、須知財産区特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 11 号 平成 26 年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、説明をさせていただきます。

481 ページからでございます。

歳入総額 24 万 3,935 円、歳出総額 15 万 6,911 円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに 9 万 3,244 円の黒字決算となりました。

486 ページ、歳入では、2 款、寄附金 21 万 9,300 円、これは当財産区内 731 戸に一律 300 円として寄附を集めたものが主な収入でございます。

次に、488 ページ、歳出でございますが、委員報酬、区長報償に 9 万 1,500 円を支出し、また、木ノ谷林道管理委託料 4 万円を支出いたしております。

以上、高原財産区特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 12 号 平成 26 年度京丹波町桧山財産区歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。

492 ページでございます。

歳入総額 1,795 万 2,787 円、歳出総額 1,613 万 7,334 円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに 181 万 5,453 円の黒字決算となりました。

497ページ、歳入でございますが、1款、財産収入で、瑞穂ゴルフクラブをはじめとする土地貸付料に、1,441万3,220円が主な収入でございます。

501ページ、歳出でございますが、1款、総務費、1目、一般管理費では、委員報酬等のほか、財政調整基金に204万3,000円の積み立てを行っております。

2目、財産管理費では、直営林保育作業委託料として、320万円。503ページ、3目、諸費では、構成地区の各団体への活動補助金や、山林高度利用補助金として、765万3,000円を支出いたしております。また、公民館事業への繰出金として、70万円を繰り出してしております。

以上、桧山財産区特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第13号 平成26年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算につきまして説明をさせていただきます。

508ページでございます。

歳入総額665万3,787円、歳出総額596万7,234円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに68万6,553円の黒字決算となりました。

513ページの歳入でございますが、1款、財産収入では、携帯電話敷地等への土地貸付収入551万9,042円、また、土地及び立木の売払収入64万3,592円が主な収入でございます。

次に、517ページ、歳出でございますが、1款、総務費、1目、一般管理費では、委員報酬等のほか、財政調整基金に10万円の積み立てを行っております。

2目、財産管理費では、地元区へ土地貸付補償費として、333万916円を、また、3目、諸費では、梅田振興会補助金として、100万円の助成が主な支出でございます。

公民館事業への繰出金として30万円を繰り出してしております。

以上、梅田財産区特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第14号 平成26年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、説明をさせていただきます。

523ページでございますが、歳入総額340万6,450円、歳出総額233万6,992円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに106万9,458円の黒字決算となりました。

528ページ、歳入でございますが、1款、財産収入では、地元8集落への土地の貸付収入、マツタケ山入札金で7万4,000円、2款、繰入金では、財政調整基金から150万7,000円の繰り入れが主な収入でございます。

次に、532ページ、歳出でございます。

主な支出につきましては、1款、総務費、1目、一般管理費では、委員報酬のほか、財政調整基金に18万円の積み立てを行っております。

534ページ、3目、諸費では、地元3団体への活動補助金として60万円の助成をしました。

また、公民館事業への繰出金として、30万円を繰り出しております。

以上、三ノ宮財産区特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第15号 平成26年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、説明をさせていただきます。

538ページからでございます。

歳入総額366万2,698円、歳出総額300万9,169円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに65万3,529円の黒字決算となりました。

543ページ、歳入でございますが、1款、財産収入で、地元7地区並びに3法人に対しての土地貸付料275万200円が主な収入でございます。

次に、547ページ、歳出でございますが、1款、総務費、1目、一般管理費では、委員報酬等のほか、管理運営基金に57万3,000円の積み立てを行っております。

2目、財産管理費では、直営林保育作業の委託料といたしまして、80万円、また、林道維持管理事業等補助金といたしまして、23万円を支出しております。

3目、諸費では、遺族会への活動補助金並びに貸付林等高度利用補助金として、31万7,200円を支出いたしました。

また、公民館事業への繰出金として、30万円を繰り出しております。

以上、質美財産区特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第16号 平成26年度国保京丹波町病院事業決算につきまして、説明をさせていただきます。

病院事業会計の別冊子になります。14ページをまずごらんいただき、全体の事業報告をさせていただきますと思います。

本年度から、この病院事業会計は、昭和41年以来、46年ぶりに改正された地方公営企業会計制度の新基準を適用することとなりました。市町村等の主体性を持たせることを目的とする改革推進の一環として、資本制度や会計基準の見直しが行われ、財務諸表の姿が変化することにより、地方公営企業の財務会計面での自由度を高めるとともに、経営状況の透明性を高める趣旨で進められております。

今後におきましては、この会計情報をうまく活用しながら、中長期経営計画を立て、料金

改正や組織形態の見直し等々、活用してまいりたいと考えております。

平成26年度におきましても、前年度に引き続き、京丹波町医療等審議会の答申を尊重いたし、町民が安心して利用できる「私たちの町の私たちの病院」運営を目指し、積極的な取り組みを実践してまいりました。

また、第3回目を迎えました、京丹波町地域包括医療発表会では、町内外から約350名のご来場をいただき、大盛況で終えることができました。

それでは、15ページからの各施設の状況を説明させていただきます。

京丹波町病院ですが、患者さんの動向といたしまして、入院患者数は年間延べ1万1,288人で、前年度に比べて731人の増、外来患者数は年間延べ3万3,676人で、前年度に比べ824人の増、地域包括ケア事業・訪問事業ですが、利用者については、年間延べ3,260人で、前年度に比べまして911人の増となりました。

次に、質美診療所の概況でございますが、外来患者数は年間延べ920人で、前年度に比べて9人の減となりました。

次に、和知診療所の概況といたしましては、外来患者数は年間延べ1万3,300人で、前年度に比べ1,337人の減となりました。これは、非常勤医師の勤務体系変更により、医師の週変わりで勤務する日があったため、患者の定着ができなかったものと考えられます。

地域包括ケア事業・訪問事業ですが、利用者につきましては、年間延べ344人で、前年度に比べ214人の減となりました。

次に、和知歯科診療所の概況でございます。外来患者数は年間延べ8,246人で、前年度に比べ751人の増となりました。これは、新規患者数の増加及び毎週の土曜日診療の定着化によるものと考えられます。

それでは、決算書により、説明に入らせていただきます。

ページを戻っていただきまして、9ページでございますが、損益計算書でございますが、1の医業収入では、入院収益が2億7,639万8,925円、外来収益は、3億4,172万9,572円、その他医業収入は8,711万4,153円で、合計7億524万2,650円となりました。

3の医業外収益では、一般会計等からの補助金といたしまして、1,248万4,000円、企業債償還利子分等として負担金交付金2億566万2,014円、また、新規項目として、長期前受金戻入といたしまして、2,630万7,291円を計上しております。これを主なものといたしまして、2億5,073万4円の収益となり、合わせまして、病院事業収益は9億5,597万2,654円となりました。

次に、2の医業費用でございますが、主なものは、給与費が5億4,602万5,465円、医薬等材料費は7,228万6,391円、経費は1億9,143万7,941円、医業費用の合計は、8億7,253万5,522円となったところでございます。

4の医業外費用では、支払利息2,059万2,014円、繰延勘定償却では、2,126万1,830円を主なものとしております。

主なものとしたしまして、4,348万9,990円を支出し、病院事業費用は9億1,602万5,512円となり、収支差し引きしますと、3,994万7,142円の純利益となったところでございます。

次に、戻りまして、5ページでございますが、資本的収支でございますが、収入の他会計出資金、一般会計からの繰入金ですが、京丹波町病院に1億1,726万6,424円、和知診療所に23万7,504円、和知歯科診療所に78万8,234円を合わせまして、1億1,829万2,162円となりました。

また、国の国民健康保険調整交付金いたしまして、国保会計を経由して、医療機器設備に対して、京丹波町病院分として270万円、和知歯科診療所分として、25万9,000円を合わせまして、295万9,000円を受け入れ、資本的総収入額が1億2,125万1,162円となりました。

7ページの支出でございますが、企業債償還金ですが、京丹波町病院1億1,726万6,424円、和知診療所23万7,504円、和知歯科診療所78万8,234円を合わせまして、1億1,829万2,162円となりました。

また、建設改良費ですが、京丹波町病院では、洗浄機や自動分包機械、非常用自家発電機等々の更新を行い、2,199万408円を支出しております。また、和知診療所では、リハビリ室トイレのパーテーションの取り替えを行い、65万8,800円を支出しております。また、和知歯科診療所では、高圧蒸気滅菌器とデジタルレントゲン撮影装置の更新を行い、77万7,600円を支出し、合わせまして2,342万6,808円の支出となり、合計1億4,171万8,970円となりました。

なお、収支の不足分2,046万7,808円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

以上、国保京丹波町病院事業会計の説明とさせていただきます。

これで認定第1号から第16号までの決算説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君）　ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時07分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

認定第1号 平成26年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第16号 平成26年度国保京丹波町病院事業会計決算の認定についてまでの審査については、14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第16号は、14人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時09分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第3項の規定により、お手元に配付の決算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付の決算特別委員会委員選任名簿のとおり選任することに決しました。

決算特別委員会をこの場において開催し、正副委員長の選任をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時11分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算特別委員会において、正副委員長が決定しましたので、報告いたします。

委員長に梅原好範君、副委員長に東まさ子君、以上のとおりであります。よろしくお願いをいたします。

《日程第 3 7、報告第 3 号「健全化判断比率について」～日程第 4 4、報告第 1 0 号「一般財団法人和知ふるさと振興センターに関する経営状況について」》

○議長（野口久之君） 日程第 3 7、報告第 3 号「健全化判断比率について」から日程第 4 4、報告第 1 0 号「一般財団法人和知ふるさと振興センターに関する経営状況について」までを一括議題とします。

町長の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、まず、報告第 3 号及び第 4 号について説明いたします。

報告第 3 号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、健全化判断比率として、次の 4 指標について報告するものであります。

まず、普通会計を対象とし、赤字の程度を指標化した「実質赤字比率」は、収支赤字がないため該当せず、また、財産区を除く全ての会計を対象とし、全体としての赤字の程度を指標化する「連結実質赤字比率」につきましても、収支赤字がなく該当はありません。

次の、借入金の返済額等を指標化して、資金繰りの危険度を示す「実質公債費比率」につきましては、前年度から増減なく 1 4. 4 %となっております。

なお、同比率に係る早期健全化基準は 2 5 %であります。

また、借入金や将来にわたる負担の現時点での残高を指標化し、将来の財政負担の圧迫度を示す「将来負担比率」につきましては、1 2 1. 0 %でありました。これは、平成 2 5 年度決算の 1 1 7. 2 %に比べ、3. 8 ポイント増加しております。

なお、同比率に係る早期健全化基準は 3 5 0 %となっております。

以上、監査委員の意見書を添えて報告いたします。

次に、報告第 4 号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、公営企業の資金不足比率を報告するものであります。

本町では、国保京丹波町病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計が対象となりますが、いずれも該当しませんでした。

なお、同比率の経営健全化基準は 2 0 %となっております。

以上、監査委員の意見書を添えて報告いたします。

報告第5号 グリーンランドみずほ株式会社の経営状況につきましては、営業外収益等を含む総収益は1億3,549万2,856円、運営管理に要する諸費用の合計は1億3,885万5,483円で、収支差額は336万2,627円の赤字決算となっております。

事業内容であります、施設全体の利用者は24万8,918人で、前年度比4.7%減、営業収入では1億9,305万9,803円で、前年度比3.9%の減収となりました。

主な原因といたしましては、天候不順によるキャンセルやホッケー場改修工事に係る長期の閉鎖、さらには、燃料の高騰や電気料金の値上げなど、さまざまな要因によって影響を受けたところであります。

こうした状況のもと、地域に密着した事業運営を掲げ、社員一丸となった経営に努められており、引き続き、安心・安全なサービスの提供に頑張っていただけるものと期待しております。

なお、平成26年度からも、引き続き、5年間の指定管理者として決定したところであり、平成26年度の指定管理料は2,000万円となっております。

報告第6号 株式会社丹波情報センターの経営につきましては、総収益は3,365万5,879円、運営管理に要する諸費用の合計は3,316万9,481円で、収支差額は、48万6,398円の黒字決算となっております。

主な事業としましては、京丹波町ケーブルテレビの施設管理業務を受託し、新規引込工事や移設工事などの工事業務のほか、故障対応業務、幹線・支線及び引込線などの点検業務、定時告知放送及びお悔やみ放送業務、サブセンター機器の管理、自主放送番組の制作補助、伝送路関係の申請手続補助などの業務を行っております。

収入の主なものは、町からのケーブルテレビ施設管理委託料の3,324万円であり、ケーブルテレビ施設の管理において、重要な役割を担っております。

報告第7号 公益財団法人京都府立丹波自然運動公園協会の経営状況につきましては、売上総収益は3億7,782万8,787円、運営管理に要する諸費用の合計は3億7,504万7,000円で、収支差額は278万1,787円の黒字決算となっております。

同協会は、京都府の指定管理を受け、丹波自然運動公園施設の管理運営全般を行っております。平成26年度の総入園者数は53万5,229人で、夏季の台風・豪雨による天候不良などが大きく影響して、前年度比4.4%の減となりました。

安心・安全な施設管理のほか、毎年多彩なイベントを開催するなど、利用者ニーズを的確につかみ、集客を図るとともに、京丹波・食の祭典や、京都丹波ロードレースの主催団体の一員として、会場提供のほか運営に携わり、町の活性化の一翼を担っているところであります。

す。

報告第8号 公益財団法人丹波ふるさと振興公社の経営状況につきましては、経常収益は1,431万3,418円、経常費用は1,506万2,290円で、収支差額は74万8,872円の赤字決算となっております。

収入の主なものは、黒大豆、水稲、飼料用イネ、堆肥散布に係る作業等の受託収入で、608万3,689円、飼料用イネ栽培受託交付金198万2,400円、町からの運営補助金450万円であります。

同公社は、優良農地の保全や、高齢化等に対応した農作業の受託事業、特産丹波黒大豆の生産量の維持拡大、さらには飼料用イネ栽培の受託事業や直営栽培などにより、地域農業の振興を図っているところであります。

報告第9号 公益財団法人瑞穂農業公社の経営状況につきましては、経常収益は2,732万6,518円、経常費用は2,869万8,525円で、収支差額は、137万2,007円の赤字決算となっております。

収入の主なものは、受託事業収入701万4,541円、加工品販売収入257万5,657円、水田活用直接支払交付金ほか転作助成金等222万963円、町からの運営補助金1,300万円であります。

同公社は、担い手の確保、育成を図り、効率的かつ安定的な農業経営に向けた農地の利用集積及び流動化の促進、農地管理や農作業の受委託などを推進するとともに、ソバや飼料用米の栽培を行うなど、地域の農地保全や特性を生かした特産物の育成、加工、販売等を行っております。

今後とも、地域農業の中核として、丹波、瑞穂、両公社の一層の充実と経営の健全化を期待するものであります。

報告第10号 一般財団法人和知ふるさと振興センターの経営状況につきましては、経常収益は4億9,572万8,340円、経常経費は4億9,482万174円で、収支差額は90万8,166円となり、税引き後の収支差額は80万6,929円の黒字決算となっております。

収入の主なものは、営業収入4億1,900万1,690円、農作業受託収入4,551万5,646円、農作業受託部運営補助金など301万5,161円、わち山野草の森をはじめ、町施設の管理委託料2,681万2,332円であります。

同センターは、特産品等の販売、都市住民との交流、観光レクリエーションを通じた農林水産業の振興など、幅広い活動を目的に、道の駅「和」、わち山野草の森等の管理運営、農

作業受託事業等を行っております。

また、高齢者買い物支援事業や、同級会等案内代行サービスなども行いまして、町内利用者の拡充を図っております。今後とも経営の健全化に努め、地域産業の活性化が促進されることを期待するものであります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 以上で報告を終わります。

本報告については、明日3日、午前9時から開催の全員協議会において、質疑等の機会を設けますので、ご了承ください。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は7日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

また、11日からは、決算特別委員会が開催されます。ご苦労さまですが、よろしくお願いをいたします。

この後、議会広報特別委員会が開催されますので、委員の皆さんにはお疲れのところ、大変ご苦労さまでございますが、よろしくお願いをいたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 山田均

〃 署名議員 山内武夫